

# 宇多津町地域防災計画

(一般対策編)

平成20年3月

宇多津町防災会議

\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*

第1章 総 則

第 1 節	目的	1
第 2 節	用語	1
第 3 節	防災関係機関等の処理すべき事務または大綱	2
第 4 節	災害の想定と計画作成の基礎資料	6
第 5 節	県計画との関係	7
第 6 節	町計画の周知徹底	7
第 7 節	町計画の修正	7
第 8 節	町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）	7

第2章 災害予防計画

第 1 節	活動方針	8
第 2 節	水害予防計画	8
第 3 節	風害予防計画	11
第 4 節	高潮、津波災害予防計画	12
第 5 節	海上防災予防計画	12
第 6 節	林野火災予防計画	12
第 7 節	危険物災害予防計画	14
第 8 節	建築物災害予防計画	15
第 9 節	水道施設災害予防計画	16
第 10 節	災害通信整備計画	16
第 11 節	災害用資材、器材等の整備点検計画	17
第 12 節	災害時要援護者対策計画	17
第 13 節	防災知識普及計画	22
第 14 節	防災訓練計画	25
第 15 節	自主防災組織育成計画	26
第 16 節	避難体制整備計画	28
第 17 節	医療救護体制整備計画	29
第 18 節	文教災害予防計画	29
第 19 節	ボランティア活動環境整備計画	30

第 2 0 節	防災業務体制整備計画	3 1
第 2 1 節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	3 2

### 第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動方針	3 3
第 2 節	組織計画	3 3
第 3 節	動員計画	4 0
第 4 節	情報計画	4 3
第 1	通信情報計画	4 3
第 2	災害広報計画	5 2
第 5 節	防除計画	5 3
第 1	水防計画	5 3
第 2	消防計画	6 2
第 6 節	被災者の救助保護計画	6 7
第 1	避難計画	6 9
第 2	救出、救助計画	8 0
第 3	食糧供給計画	8 7
第 4	給水計画	9 2
第 5	物資供給計画	9 4
第 6	医療救護計画	9 8
第 7	防疫計画	1 0 4
第 8	廃棄物処理計画	1 0 5
第 9	住宅応急対策計画	1 0 8
第 1 0	災害救助法による障害物除去計画	1 1 7
第 7 節	災害対策要員の動員計画	1 1 8
第 1	隣保相互、民間団体活用計画	1 1 8
第 2	労務供給計画	1 1 9
第 8 節	自衛隊派遣要請計画	1 2 1
第 9 節	輸送交通計画	1 2 5
第 1	輸送計画	1 2 5
第 2	障害物除去計画	1 2 8
第 3	交通応急対策計画	1 2 8
第 4	災害救助法による輸送の基準	1 3 1

第10節	農産物対策計画	131
第11節	文教応急対策計画	133
第12節	水道施設応急対策計画	139
第13節	公安警備計画	139
第14節	ボランティア受入計画	142
第15節	災害時要援護者応急対策計画	143
第16節	災害弔慰金および災害障害見舞金の支給 ならびに災害援護資金の貸付計画	144
第1	災害弔慰金	145
第2	災害障害見舞金	145
第3	災害援護資金	145

## 第4章 災害復旧計画

第1節	方針	147
第2節	災害復旧計画の種別	147

## 資料編

### 参考資料

資料1	河川重要水防区域	148
資料2	海岸・港湾重要水防区域	148
資料3	ため池重要水防区域	148
資料4	急傾斜地崩壊危険箇所（自然）	149
資料5	急傾斜地崩壊危険箇所（自然）	149
資料6	急傾斜地崩壊危険箇所（人口）	150
資料7	急傾斜地崩壊危険箇所（人口）	150
資料8	土石流危険渓流	150
資料9	山地災害危険地区	150

### 参考法令

資料1	宇多津町防災会議条例	151
資料2	宇多津町防災会議運営要綱	152
資料3	宇多津町水防協議会条例	153
資料4	その他防災関連諸法令	154

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宇多津町の地域にかかる関係機関等の防災に関し、おおむね次の事項を定め、災害時における総合的な運営を図り、もって防災の万全を期するものである。

- 1 町、県関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- 2 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練、その他災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する計画
  - (1) 防災組織および動員に関する計画
  - (2) 災害情報に関する計画
  - (3) 災害防除に関する計画
  - (4) 被害者の救助保護に関する計画
  - (5) 災害対策要員の動員に関する計画
  - (6) 自衛隊派遣要請に関する計画
  - (6) 災害時における輸送交通に関する計画
  - (7) 農産物対策に関する計画
  - (8) 災害時における文教に関する計画
  - (9) その他災害時における応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画

### 第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 県本部とは、香川県災害対策本部をいう。
- 2 町本部とは、宇多津町災害対策本部をいう。
- 3 県計画とは、香川県地域防災計画をいう。
- 4 町計画とは、宇多津町地域防災計画をいう。
- 5 県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。
- 6 町本部長とは、宇多津町災害対策本部長をいう。

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町、県関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者は、次の業務または事務を処理するものとする。

#### 1 宇多津町の処理すべき事務の大綱

- (1) 宇多津町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- (4) 防災教育の推進
- (5) 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- (6) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等
- (7) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表並びに避難所の開設
- (8) 災害時要援護者の避難支援活動
- (9) 災害の防除および拡大防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救護
- (11) 被災町営施設の応急対策
- (12) 災害時における文教対策
- (13) 災害対策要員の動員および雇上
- (14) 災害時における交通、輸送の確保
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (16) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (17) 廃棄物処理、保健衛生活動
- (18) 災害時における自衛隊派遣要請
- (19) 無線通信による災害復旧時の緊急通信の確保及び周知
- (20) 災害時における食料及び飲料水の確保
- (21) 被災者及び被災産業に対する融資等の対策
- (22) 被災施設の復旧
- (23) ボランティアの受入れに関すること

#### 2 管内の県関係機関

- (1) 坂出警察署
  - ア 人心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案の警察運営に関すること。
  - イ 災害時における警察通信施設の維持管理及び活用に関すること。

ウ その他災害発生に伴い予想される犯罪、交通等の取締りに関すること。

エ 災害時における住民への避難指示及び避難誘導に関すること。

(2) 中讃土木事務所

ア 県道、県河川の整備と管理

イ 応急対策工事の実施

(3) 中讃土地改良事務所

ア ため池等の施設の整備と防災管理指導

イ 湛水の防排除施設の整備と管理指導

ウ 災害発生状況の関係機関への連絡

エ 応急対策工事の実施

オ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

(4) 中讃保健福祉事務所

ア 被災者に対する救護活動の指導と援助

イ 被災地の防疫活動の指導と援助

**3 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者**

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 電気通信施設の整備と防災管理

イ 災害時における非常緊急通話の取扱い

ウ 被災施設の調査と災害復旧

(2) 四国電力株式会社

ア 電気施設の整備と防災管理

イ 災害時の電力供給と危険防止策

ウ 被災施設の調査と災害復旧

(3) 四国ガス株式会社

ア ガス施設の整備と防災管理

イ 災害時のガス供給と危険防止策

ウ 被災施設の調査と災害復旧

(4) 宇多津郵便局

ア 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持

イ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除

ウ 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

(5) 香川県農業協同組合

- ア 農作物等の災害応急対策についての指導
  - イ 農業協同組合利用施設の災害応急対策
  - ウ 飼料、肥料等の確保または斡旋
  - エ 関係機関が行う農林関係の被害調査等の協力
  - オ 被災農家に対する融資または斡旋
  - カ 農業協同組合利用施設の災害復旧
- (6) 医師会、医療機関
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災時の患者の収容保護
  - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産および救助
- (7) 社会福祉施設経営者
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災時の収容者の保護
- (8) 宇多津町社会福祉協議会
- ア 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資
  - イ ボランティア活動の体制整備および支援
- (9) 共同募金会
- 義援金品の募集および配分
- (10) 宇多津商工会
- ア 救助物資の確保についての協力および斡旋
  - イ 関係機関が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力
  - ウ 災害時における物価安定についての協力
  - エ 復旧資材および生活必需物資の確保についての協力及び斡旋
- (11) 金融機関
- 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (12) 学校および学校法人
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災時における教育の対策
  - ウ 被災施設の災害復旧
- (13) 石油類等取扱機関
- ア 石油類の防災管理
  - イ 被災時における石油類の供給
- (14) L P ガス取扱機関

- ア LPガスの防災管理
- イ 被災時におけるLPガスの安定供給

(15) 輸送機関

- ア 輸送施設等の整備と防災管理
- イ 災害時における輸送の確保
- ウ 防災機関の行う輸送活動の協力
- エ 被災施設の調査と災害復旧

(16) 宇多津町建設業組合および宇多津町上下水道工事業協同組合

- ア 町災害対策本部の行う災害応急対策の協力
- イ 町災害対策本部の行う災害応急対策に使用する資器材の提供協力

(17) 宇多津町婦人会

町災害対策本部の行う救護活動の協力

(18) 住民

- ア 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- イ 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- エ 避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- オ 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- カ 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- キ ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- ク 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- ケ 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- コ 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- サ 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- シ 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市町が発令した避難勧告、避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。
- ス 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

#### (19) 自主防災組織

- ア あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- イ 避難場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- ウ 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- エ 災害時要援護者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- オ 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- カ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- キ 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- ク 町が行う避難情報等の発表基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- ケ 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- コ 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

#### (20) 事業者

- ア 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- イ 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- ウ 町が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- エ 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

### 第4節 災害の想定と計画作成の基礎資料

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風・水害のように予知し得るものと、地震、大火等のように予知し得ないものがあるが、この計画の作成にあたっては、本町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況およびこれらの応急対策の状況等をも検討し、作成の基礎としたものである。

## 第5節 県計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。

## 第6節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、必要と認める事項については、適宜町民にも広く周知を図るものとする。

## 第7節 町計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

## 第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、防災対策の実施状況についても県に定期的に報告するものとする。

また、町民及び防災関係機関等に対し、自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 活動方針

本町は、住民の生命・財産を守るため、関係機関の協力を得て、災害の発生を未然に防止するために、常時細心の維持管理を行うことはもちろん、不幸にして災害が発生した場合においても、その被害を最小限に防止するため、災害時に迅速かつ適切に対応ができるよう万全を期するとともに、新たな危険個所を把握し、災害予防に努めるものとする。

### 第2節 水害予防計画

#### 1 治山事業

##### (1) 基本方針

本町の林地は、松くい虫の被害により林地の表土を押さえていた松が青の山の一部を除き、ほぼ壊滅し荒廃の一途をたどっている。こうした状態のため、集中豪雨ともなれば、山崩れ等の危険性があり、これを防止するために治山事業を行い、土砂の流出を軽減し、下流地域の水害による被害をできるだけ減少させるため、次のとおり予防措置を講ずる。

##### (2) 地すべりの発生を予防する措置

地すべりを防止しようとする場合は、排水をよくすることを第一とする。排水工事には、水路工、暗渠排水、ボーリング排水、トンネル排水等が通常行われる。このほか、えん堤、床固、護岸、水制等によって流出土砂を防止する程度の段流工事を行う。

##### (3) 山崩れ、山地荒廃の発生を予防する措置

崩壊の危険性のある山地に対して、あらかじめ工事を実施し、崩壊の発生ならびにその被害を最小限度の防止するため、現在、荒廃山地に移行しつつある地域は積極的に荒廃山地化の防止を行い、林地の回復を図る必要がある。これには、肥料木を植栽して林地改良を行うとともに、荒廃山地復旧のため、溪間工事ならびに山腹工事を行い、土壌の侵食、流出を防止する。

#### 2 急傾斜地崩壊対策事業

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所（ランク、 ）が19箇所あり、これらの地域のうち、西町地区、十楽寺地区、平山地区等が指定区域となっており、指定区域は、県事業として崩壊対策工事が実施されている。その他未指定区域については、今後関係住民の理解と協力を得て危険区域の指定を受け、県と協議しながら、指定を受けた区域で特に危険な箇所から逐次防止工事を推進する。

### 3 砂防事業

本町には、土石流危険渓流が6箇所ある。今後関係住民の理解と協力を得て、県と協議しながら、特に危険な箇所から逐次防止工事を推進する。

### 4 管内の河川工事の概要

#### (1) 河川改修事業

本町管内には、県管理の2級河川である大東川、鴨田川の2河川があり、これらの河川については、県がその流域降雨量を検討し、既往の被害状況等も勘案して、河川整備計画に基づき、改良事業を行うものとする。

#### (2) 河川修繕補修

本町管内の県管理の2級河川は、管理者が単独事業により、河川維持修繕および浚渫等を逐次行い、水害の予防を期すものとする。

### 5 排水路及びため池

#### (1) 排水路

本町において、排水改良を必要とする地域は、都市化が進んだ地域と農地が集団的に残っている地域の両方に存在しており、施設も老朽化が進んでいる。これら地域の改良は、農業用水の合理的な維持管理を目的としたかんがい施設の整備と併行推進し、農地の水害予防を図るものとする。

#### (2) ため池

本町においては、山間部地帯の麓池が点在している。これらのため池の管理は、水利組合等により行われているが、中には堤等の老朽化が進み改修を必要とするものもある。これらの改修には、ため池等整備事業、単独県費補助土地改良事業として、順次防災と維持管理を兼ねて事業が行われている。

### 6 ポンプ場等の雨水排水施設

本町においての雨水排水施設として、大東川を境とし、左岸側の雨水を塩浜ポンプ場が、右岸側の雨水を川東ポンプ場が担っている。

近年の一時期に大量の降雨傾向を念頭におき、出水期前にはポンプ場施設はもとより、管渠並びに排水路の点検を実施するとともに、維持補修および整備を逐次行い、水害の予防に万全を期すものとする。

### 7 道路または橋梁の維持補修

出水前に危険予想箇所をパトロールして維持補修に努めるものとする。

- (1) 出水前に計画を立てて、次の事業を行うものとする。
- ア 側溝の浚渫整備
  - イ 暗渠等の呑口が埋没しないよう浚渫するとともに、流木の防止措置をとるものとする。
  - ウ 橋台、石積および河川に関する関連のある路側石積の洗掘防止（根固工等の施工）をするものとする。
- (2) 出水前に流出、埋没のおそれのある橋梁、暗渠に対し連絡、通報ならびに警戒を地元消防団に依頼するものとする。
- (3) 道路の路側、路面で崩壊のおそれがある箇所については、通行止めまたは注意標識を設置し、明示する。

## 8 雨量等の観測測定

### (1) 雨量の観測通報

町長は、大雨等の注意報が発令された場合、雨量観測所から資料を徴し、降雨の状況を把握するものとする。

### (2) 水位観測所および水防団待機（通報）・はん濫注意（警戒）水位

ア 大束川の量水標については、次のとおりとし、警戒にあたる。

量水標の名称	河川名	位置	水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	種別	観測機関
新町橋下	大束川	宇多津町網の浦	3.6m	3.6m	テレメータ	中讃土木事務所
新町橋上	大束川	宇多津町網の浦	1.6m	2.4m	テレメータ	中讃土木事務所
津之郷橋	大束川	宇多津町 大字東分	1.4m	2.6m	テレメータ	中讃土木事務所

イ 水防団待機水位（通報水位）に達したときは、観測者から直ちに次により通報が行われる。

中讃土木事務所 町（水防管理者）

町長は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき、または必要があると認めるときは、水防管理者をして河川、ため池等の巡視にあたるものとし、消防団員（水防団員兼務以下同じ。）の招集準備その他適切な措置を講ずるものとする。

ウ はん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、第3章災害応急対策計画により消防団員を出動せしめるものとする。

前記により巡視した水防管理者または町民において危険な個所を発見したときは、すみやかに町長に報告し、町長は直ちに中讃土木事務所に通報するものとする。

### 第3節 風害予防計画

#### 1 危険防止措置

公共施設の管理者及び一般施設の管理者並びに一般住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、ネオン等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

#### 2 農産物の風害防止対策

農産物、水産物関係等の風害予防対策および病虫害対策として、次のとおり指導するものとする。

##### (1) 水稲

- ア 作期の分散を図る。
- イ 耐倒性品種の選定
- ウ 健苗育成ならびに本田肥培管理による倒伏防止
- エ 適正な水管理により健全な稲を育てる。

##### (2) 果樹

- ア 防風ネットの設置
- イ 支柱を立て、各枝を結び枝梢の損傷を防止する。
- ウ 排水溝の整備による園地保全の徹底
- エ 適地適作の推進

##### (3) 野菜類

- ア 土寄せを十分に行う。
- イ 露地野菜のきゅうり、トマト等の支柱は、必ず上部を針金で結んでおく。
- ウ 代替種子を前もって考えておく。

##### (4) 特用作物

果樹、野菜類に準ずる。

## 第4節 高潮、津波災害予防計画

### 1 樋門等の設置の維持補修

海岸及び河口部の内陸水排除の水門については、その操作は本町によって行い、内陸排水の樋門水門の維持補修は県において実施する。

### 2 潮位および風向、風速の観測並びに情報連絡

潮位および風向の観測については、高松地方气象台と中讃土木事務所において行い、特に台風接近時は潮位の異常上昇に警戒し、相互に情報を交換するものとする。

## 第5節 海上防災予防計画

「香川県石油コンビナート等防災計画」の定めるところとする。

## 第6節 林野火災予防計画

### 1 相互連絡協調

林野火災は、交通および水利事情の悪条件ならびに消火活動の困難性、また、防ぎよ範囲が拡大する等の特殊事情が累積することから、坂出市消防本部はもとより、国の関係行政機関、県および他市町と相互に連絡協調を図り、その予防に万全を期すものとする。

### 2 火入れ等の措置

林野火災を防止するため、常に関係者に対し、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 火入れについての届出の励行
- (2) 異常乾燥または火災警報発令中の火入れ、たき火などの規制
- (3) 火入れ実施中の気象状況が急変したときに巡回パトロールの実施
- (4) 林野関係者および通行人の林野における火気取扱いの制限
- (5) マイカー等入山者に対する山林火災予防の啓発

### 3 被害想定

林野火災にあつては、おおむね次の事項を実施することによって、林野火災による被害の軽減に努めるとともに、地域住民に対し林野火災時の処置について十分周知しておくものとする。

- (1) 被害想定を作成

林野火災における消火体制を樹立するにあたっては、その対策の前提となる林野火災による被害を想定しなければならない。

被害の想定にあたっては、林野の実態を調査し、平常から詳細な山林地図を備え、水利状況、地形、林道網等の実態を把握しておき、これに基づき、延焼予想、林野の被害予想、消防活動の障害の予想および林野火災の原因に関連ある事項等を加味して作成するものとする。

## (2) 初期消火体制の確立

林野火災防ぎよは、迅速なる出動と適切なる防ぎよ作戦により、努めて初期のうちに鎮圧することが重要となるので、次の事項を考慮して、消火体制に関する計画を立てておくものとする。

ア 火災発生ならびに消火活動における円滑な通報連絡を確保するため、無線等通信機器の整備を図ること。

イ 連絡、通報等に関する伝達経路を確立しておくこと。

ウ 林野火災の現場は、複雑な地況、林況により現場指揮の不徹底が予想されるので、指揮命令の徹底を期すための計画を立てておくこと。

エ 初期消火を実施するために必要な、小型ポンプ、オノ、ノコ、ナタ、シャベル等を準備するとともに、その体制を確立しておく。

オ 延焼拡大を適確に予想し、必要な人員の出動計画を立てておく。

カ 林野火災防ぎよの防ぎよ線の設定は、防ぎよ上もっとも有効であることから、この設定ならびに状況判断に関する計画を立てておくこと。

(3) 林野火災における消火活動は、多人数で行わなければならないことが予想されるので、香川県消防応援協定に基づき、隣接市町に対する応援要請が迅速になされるよう連絡調整を行うものとする。

## 4 自衛隊の出動要請

町長は、火勢その他の諸条件から、出動消防団員の消防力だけでは消火作業が遅れ、延焼拡大するおそれがあると判断された場合は、知事に自衛隊の出動を要請するものとする。

## 5 林野火災空中消火用ヘリポート基地

町内で林野火災が発生し、香川県防災ヘリコプターおよび自衛隊のヘリコプターを要請する事態に到った場合の予定基地は次のとおりとする。

名	称	宇多津小学校グラウンド
所	在	地 宇多津町815番地
地	積	100m×100m

水源地までの距離	80m
公・私有地の別	公有地

## 第7節 危険物災害予防計画

石油類等危険物、火薬類およびガスは、その取扱いを誤ると大災害を誘発し、また、多数の死傷者を生ずる危険があるので、これらの災害の発生を予防するために、事前に保安体制の確立を期しておくものとする。

### 1 石油類等危険物対策

(1) 平常、危険物災害の発生を防止するため、次の措置を講ずる。

ア 消防署（本町は、坂出市消防本部に消防事務を委託している。）

（ア）施設の規制

消防法で規定する危険物製造所等の設置変更に関しては、消防法の規定に基づき、適正に実施するよう指導を強化する。

（イ）保安監督の指導

危険物製造所については、年2回以上立入検査を実施し、災害防止上必要な指示指導を強力に行う。

（ウ）危険物の運搬規制

危険物の運搬については、特に運搬基準の厳守、車両火災の防止および安全運転の励行について指導を行うとともに、警察の協力のもとに、これらの街頭取締りを実施する。

（エ）保安教育の実施

危険物の保安管理を徹底させるため、危険物の取扱いに従事する関係者等を対象に関係法令、危険物の性質の大要等について、年1回以上保安教育を実施する。

イ 危険物製造所等の関係者

（ア）危険物施設の所有者、管理者および占有者は、危険物施設の維持管理について関係法令を遵守し、危険物災害の予防について、万全の措置を講ずるものとする。

（イ）危険物保安監督者および危険物取扱者は、消防法令で規制されている取扱い基準を厳守し、危険物の安全管理と火災防止について、万全の注意を怠るものとする。

(2) 危険物災害発生時の危険があるときは、直ちに次の応急措置を講ずるものとする。

ア 消防署

（ア）引火、爆発のおそれがあると判断した場合は、施設関係者および関係機関と連絡を取るとともに、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気使用を禁止し、区

域内住民に対しては、避難または立ち退きを指示勧告する。

- (イ) 消火薬剤等必要器材の確保等の措置をする。
- (ウ) 消防車等の出動については、別途消防署長の指示するところによるものとする。

#### イ 危険物製造所等の関係者

- (ア) 施設内の使用火気を完全に消し、状況に応じ、保安系路を除いた電源を切断する。
- (イ) 施設の補強および附属設備の保護対策を実施するとともに、自然発火物質等に保安措置を講じる。

## 2 火薬類およびガス対策

- (1) 平常、火薬類およびガス災害の発生を防止するため、県および関係機関と連絡を取り、合同検査等を実施し、指導を強力に行う。
- (2) ガスの災害発生の危急があるときは、石油類等危険物対策に準じて応急措置を講ずるものとする。

## 第8節 建築物災害予防計画

### 1 建築物災害の予防の周知

風水害及び火災等による建築物の被害は毎年そのあとをたたく、貴重な生命、財産を失っている実状にかんがみ、町民に対し建築関係法令がこの種の災害防止に果たす役割および効果を充分周知徹底させる。

#### (1) 実施時期

毎年、春は「全国火災予防運動週間」に同調して、秋は9月1日「防災の日」を中心として台風シーズン前を選び、それぞれ週間行事として実施する。

#### (2) 実施事項

ア ポスターの配布

イ ポスターの募集

町内の小・中学校児童生徒からポスターを募集し、町内所要施設で展示、啓発する。

ウ 広報活動による周知

町広報紙により災害防止の周知啓発を行う。

### 2 建築物の防災性の向上

本町では、戦後の素材を使用した老朽化が進んだ建築物が数多くあり、また新都市地区には、マンション等の鉄筋コンクリート造の建物が建設されている。これら建物の災害予防について、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 建築基準法、消防法等関係法令の励行を図る。

- (2) 建築物の防災指導を強化するとともに、耐震性の優れた建築物を勧奨指導する。
- (3) 既存の公共用あるいは多数の人の使用に供する木造の建築物の防災性、避難設備について、現場指導を行う。また、学校、庁舎、その他多人数を収容し得る公共建築物は、災害時における避難施設となり得る耐震性を充分考慮した防災建築化を指導する。
- (4) 過去の災害の基準資料および地理的な基準資料をまとめ、予防措置を講ずるうえの参考に資する。

### 3 がけ地近接地対策

がけ地近接地で崩壊による危険の著しい区域を、県の災害危険区域の指定を得て、がけ地近接住宅の移転補助事業の推進を図るものとする。

## 第9節 水道施設災害予防計画

### 1 上水道施設

本町は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図るものとする。

## 第10節 災害通信整備計画

### 1 災害通信施設の整備

各通信機関は、災害時における通信の重要性にかんがみ、通信施設の拡充強化に努めるとともに、現有通信施設の整備について万全を期すこと。

### 2 通信機器の維持補修

災害時における通信機器を最高度に発揮させるため、通信機器、予備電源などの点検等を十分に行い、非常災害時に備え万全を期すこと。

### 3 無線局通信施設の現況

- |               |        |     |
|---------------|--------|-----|
| (1) 香川県防災行政無線 | 子局     | 1局  |
| (2) 同報系防災行政無線 | 基地局    | 1局  |
|               | 子局     | 31局 |
| (3) 移動系防災行政無線 | 基地局    | 1局  |
|               | 車載型無線局 | 13局 |

## 第11節 災害用資材、器材等の整備点検計画

災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材の備蓄および有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするために、常時これらの整備点検を行うこと。

### 1 水防に必要な備蓄資材、器材

- (1) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、県水防計画の指定水防管理団体の整備基準に基づき、所要の資材、器材等を常時確保するものとする。
- (2) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資材、器材を点検し、使用または損傷により不足を生じたときは、すみやかに補充し、次の災害に備えるものとする。
- (3) 防災備蓄倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損個所の早期修繕に努め、資材、器材の管理に万全を期すものとする。

### 2 防災備蓄倉庫の備蓄資材、器材現有一覧表

所 在 位 置	倉庫責任者	備 蓄 資 材 ・ 器 材			
宇多津町字網の浦 2 1 4 4 番地 1	総 務 課 長	土のう袋	1,000 枚	鋸	3 丁
		ビニールシート	15 枚	斧	3 丁
		丸太杭	20 本	スコップ	30 丁
		鉄杭	50 本	照明具	2 台
		縄・ロープ	20 kg	救命胴衣	30 枚
		鎌	10 丁	チェーンソー	4 台
		掛矢	6 ケ	ゴムボート	2 艘
		竹じょうれん	5 ケ	毛布	150 枚
		担架	3 台		

## 第12節 災害時要援護者対策計画

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

## 1 災害時要援護者の対策

- (1) 災害時要援護者の名簿を整備し、災害時に自治会、民生委員、消防団、社会福祉協議会などの関係機関団体等へ情報提供し、迅速な対応ができるよう体制の整備に努める。その名簿の整備方法については、まず、民生委員が年1回、65歳以上の1人暮らしの方・75歳以上のみの世帯の方を訪問し、日常生活の状況等について聞き取りを行い、災害時要支援者世帯調査票(様式第1号)に記入する。また、町保健福祉課も年1回、身体障害(1級・2級)・知的障害(療育手帳A等)・精神障害者(1級)・介護保険の要介護3以上で居宅において生活する方に対し、災害時要援護者登録申請書(様式第2号)を送付し記入してもらう。様式第1号と様式第2号を元に災害時要援護者世帯調査対象者名簿(様式第3号)を作成する。
- (2) 平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要援護者に配慮した防災基盤整備に努める。

様式第1号

災害時要援護者世帯調査票

				担当民生委員			
訪問年月日		平成 年 月 日 ( )		自治会名			
高齢者 (障害者)	氏名		電話		区分	高齢者・障害者	
	生年月日			年齢		性別	
	住所	宇多津町					

日常生活の状況についてお聞きします。

日常生活の状況	1. ひとり暮らし (65歳以上)      2. 高齢者のみの世帯 (75歳以上) 3. 障害者のみの世帯                      4. 高齢者と障害者のみの世帯 5. その他 ( 要介護 )			
現在の身体状況	1. 自立 : ほぼ自分でできるし、外出も一人で行ける。 2. 虚弱 : 家の中での生活はほぼ自分で行っているが、介助なしでは外出できない。 3. 寝たきり : 家の中での生活でも何らかの介助を要し、ベッドの上での生活が主。			
介護保険サービスの利用状況	1. 利用している。 居宅介護支援事業所 ( ) 2. 利用していない。			
緊急時の家族等の連絡先 (優先順位)	氏名	続柄	電話番号 (携帯)	住所
	1.			
	2.			
	3.			

台風などの災害時の避難方法についてお聞きします。

災害時の避難場所への避難方法について	1. 自力で避難できる。 2. 自力で避難できない。 ア. 親族や知人などに避難所への誘導を頼める人 (避難支援者) がいる。 氏名 ( ) あなたとの関係 ( ) イ. 頼める人がいない。
特記事項	

承諾書

宇多津町が災害時の支援とその体制整備及び高齢者 (障害者) 福祉サービスの実施を目的に、自治会、民生委員、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会などの機関・団体・個人等に、この調査で知り得た情報を必要と思われる範囲で提供することを承諾します。

氏名 \_\_\_\_\_



様式第3号

災害時要援護者世帯調査対象者名簿

自治会名

番号	氏名	性別	年齢	住所	調査の実施結果					
					調査実施有無	日常生活状況	現在身体状況	災害時の避難		備考 (特記事項等)
								可否	避難支援者	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

調査の実施の

有無 1. 調査した場合（承諾書の取得） 2. 調査していない場合 ×

日常生活の状況 1. ひとり暮らし（65歳以上） 2. 高齢者のみの世帯（75歳以上）

3. 障害者のみの世帯 4. 高齢者と障害者のみの世帯

5. その他

現在の身体状況

1. 自立（ほぼ自分で行えるし、外出も一人で行える。）

2. 虚弱（家の中での生活はほぼ自分で行っているが、介助なしでは外出できない）

3. 寝たきり（家の中での生活でも何らかの介助を要し、ベッドの上での生活が主である）

災害時の避難

の可否 1. 自力で避難できる 2. 自力で避難できない

（自力で避難できない場合、避難支援者を記入）

備考欄

特記事項等を記入

## 2 外国人の対策

- (1) 外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 災害時に外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

## 3 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の管理者は、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常召集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者および従事者等に対して避難経路および避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、防災資機材や日常生活および福祉サービスに必要な物資を確保しておく。
- (4) 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。

### 第13節 防災知識普及計画

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは防災活動に協力することなどが求められる。

町職員および町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等防災知識の普及は、次により行うものとする。これらの防災知識の普及にあたっては、特に周知徹底を図る必要のある事項を選んで重点的にこれを行う。

#### 1 広報（普及）担当者

防災知識の普及は、普及を要する災害事務を分掌するそれぞれの機関において、適宜の方

法により行うものとするが、町における総合的な広報は、総務課が行うものとする。

## 2 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体利用等により行うものとする。

- (1) 防災行政無線放送等による普及
- (2) 広報紙（印刷物）による普及  
「広報うたづ」等町が発行する機関誌による方法
- (3) 広報車の巡回等による普及
- (4) 町ホームページによる普及

## 3 職員に対する防災研修

職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・研究会の開催及び見学・現地調査の実施等あらゆる機会を活用して、次の事項について防災教育に努める。

なお、所属長は、特に下記(4)について、個々の職員に対し、人事異動等の機会をとらえて周知徹底する。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 本町における過去の災害
- (3) 宇多津町地域防災計画「一般対策編」と町が実施している震災対策
- (4) 災害が発生したとき、職員が取るべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- (5) その他災害対策上必要な事項

## 4 住民に対する普及啓発

町は、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

なお、普及啓発に当たっては、県民防災週間（7月21日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の予防運動実施時期を中心に行う。

### (1) 町計画の概要

町防災会議が「町計画」を作成し、または修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、その概要を宇多津町役場の掲示板または「広報うたづ」ならびに町ホームページに掲載する等の方法により、広く一般に周知する。また、役場に常時「町計画書」を備えておいて町民等の閲覧に供する。

### (2) 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項について、それぞれ予想される時期まで徹底するよう努めるものとする。

- ア 台風時における家屋の保全方法
- イ 異常乾燥および強風下の火災予防
- ウ 震災時における火災予防

### (3) 災害時の心得

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、各世帯で知っておくべきものうち、おおむね次の事項を周知徹底するよう努めるものとする。

- ア 気象警報の種別と対策
- イ 危険箇所の位置および範囲
- ウ 避難勧告および避難指示、避難準備情報（災害時要援護者避難情報）の発令の意味や危険の程度
- エ 避難するときの携帯品
- オ 避難予定場所と経路等
- カ 被災世帯の心得ておくべき事項

(4) 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備

(5) 家族内の連絡体制の確保

(6) 被災体験の伝承

## 5 学校における防災教育

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

### (2) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

## 6 事業所における防災の促進

町は、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

## 7 災害情報の提供等

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

### 第14節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するために、町および関係機関は防災に関する訓練を実施するものとする。

#### 1 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 災害通信連絡訓練
- (4) 地震対策伝達訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 学校安全避難訓練
- (7) 総合防災訓練

#### 2 訓練参加者

訓練参加者の範囲は訓練の種類、内容、範囲等によりその都度決定する。

#### 3 水防訓練

町水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、関係機関の協力を得て有効適切な訓練を行う。

#### 4 消防訓練

消防の知識、技能を修得、練磨するため次の教育訓練を実施する。

- (1) 県消防学校において実施する各種の講習に参加せしめ、消防団員に特に幹部、機関員の教養、技術の向上を図る。
- (2) 町において実施する訓練

団員訓練については、消防団において毎年度当初年間計画を立て、次の訓練を実施するものとする。

- ア 消防ポンプ操法訓練
- イ 放水訓練

- ウ 非常招集、出勤、通信連絡訓練
- エ 人命救助訓練
- オ 一般火災防ぎょ訓練
- カ 林野火災防ぎょ訓練
- キ 災害応急対策訓練

## 5 災害通信連絡訓練

県において計画実施する訓練に参加するほか、香川地区非常無線通信協議会実施の総合的通信訓練に参加する。

通信連絡訓練の主な内容は、感度交換、訓練文の伝達とする。

## 6 地震対策訓練

情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難訓練、救助、救護活動、交通規制および公共施設の応急復旧等に重点を置き、総合的な訓練を実施し、各機関相互の協力体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。

## 7 非常招集訓練

町は毎年1回あらゆる災害を想定し、本町地域防災計画に基づく関係職員の非常招集訓練を行うものとする。

## 8 学校安全避難訓練

各学校の消防計画によって、年1回以上教育委員会が実施する。

## 9 総合防災訓練

町は、香川県地域防災計画に基づいて県が毎年1回以上行う総合防災訓練に協力し、これに参加するものとする。

# 第15節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大防止または軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるものとする。

## 1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織に

よる出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織のリーダーの研修に努めるとともに、県はこれを支援する。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 既存の自治会等を活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加を求める。
- ・ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

( 平常時の活動 )

- ・ 平常時の備えおよび災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材および応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

( 災害時の活動 )

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認、移動補助等
- ・ 救出・救護、炊出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

## 2 事業所の自衛消防組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するために、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、災害時に、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所および地域の安全確保に努めるものとする。

## 3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

## 第16節 避難体制整備計画

### 1 避難場所、避難路の指定及び整備

- (1) 避難場所（資料1 避難者収容予定個所一覧）
- (2) 避難路は、原則として次の道路とする。（資料2 避難路図）
  - ア 一般国道、県道及び町道
  - イ 通学路
  - ウ 幅員2メートル以上の道路で町長が指示したもの

町長は、要避難地区住民のため、避難路の指定を行い、避難時間の短縮、避難路の安全性の向上を図るための誘導用標識板の設置、整備及び確保に努める。

- (3) 避難場所においては、広域避難場所を主に食料、飲料水、非常用電源、炊き出し用具等避難生活に必要な物資の備蓄及び防火水槽、井戸、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備等の整備に努めるものとする。

### 2 避難指示基準の策定等

災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。

また、避難勧告及び避難指示ほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の設定を図るものとする。

### 3 広域避難計画

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害が発生しやすく、被害が大規模かつ広域的になるおそれがあるので、広域避難場所を次の4箇所に指定する。

- (1) 保健センター
- (2) 中学校
- (3) 小学校
- (4) 北小学校

なお、選定基準は次のとおりである。

- ア 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（一人当たりおおむね2㎡以上）が収容できるものとする。
- イ 火災の延焼、山・崖崩れ及び津波等の危険性のない場所とする。
- ウ 避難路については、周辺地域の状況を勘案し、複数の道路を選定しておくものとする。

## 第 17 節 医療救護体制整備計画

### 1 初期医療体制の整備

- (1) 香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の設置、医療救護班の編制、出動等に関する計画を作成する。
- (2) 香川県医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定める。

### 2 後方医療体制の整備

香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方病院としての救護病院の設置について計画を定める。

救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

### 3 負傷者の搬送

重傷患者の後方支援医療機関（必要に応じて、県外の医療機関）への搬送は、原則として坂出消防本部が救急車で搬送するものとするが、救急車が確保できない場合及び緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町及び医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 知事に、県防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊のヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。
- (4) 高松海上保安本部に巡視舟艇・ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

### 4 医薬品等の確保

#### (1) 医薬品等確保体制の確立

- ア 香川県の策定した計画に基づき、標準備蓄医薬品等の備蓄及び調達計画を策定する。
- イ 住民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備する。

## 第 18 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策

を推進する。

## 1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

### (1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。

### (2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、必要な防災教育を行う。

### (3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

### (4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

### (5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

## 2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

## 3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

## 第19節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

## 1 協力体制の確立

県及び町は、香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

## 2 ボランティア活動の啓発等

県及び町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県災害ボランティア協議会との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

## 3 ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

# 第20節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

## 1 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

## 2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

(2) 警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、広域緊急援助隊の整備を図る。

(3) 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

(4) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

### 3 防災中枢機能等の確保、充実

町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努めるものとする。

## 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

### 1 食料等の確保

(1) 町は、米穀、乾パン、乾燥米飯、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

### 2 飲料水の確保

町は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、ろ水機等の給水資機材の整備を図る。

### 3 生活物資の確保

町は、被害を想定し、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

### 4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

### 5 物資の集積拠点の指定

町は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておくものとする。

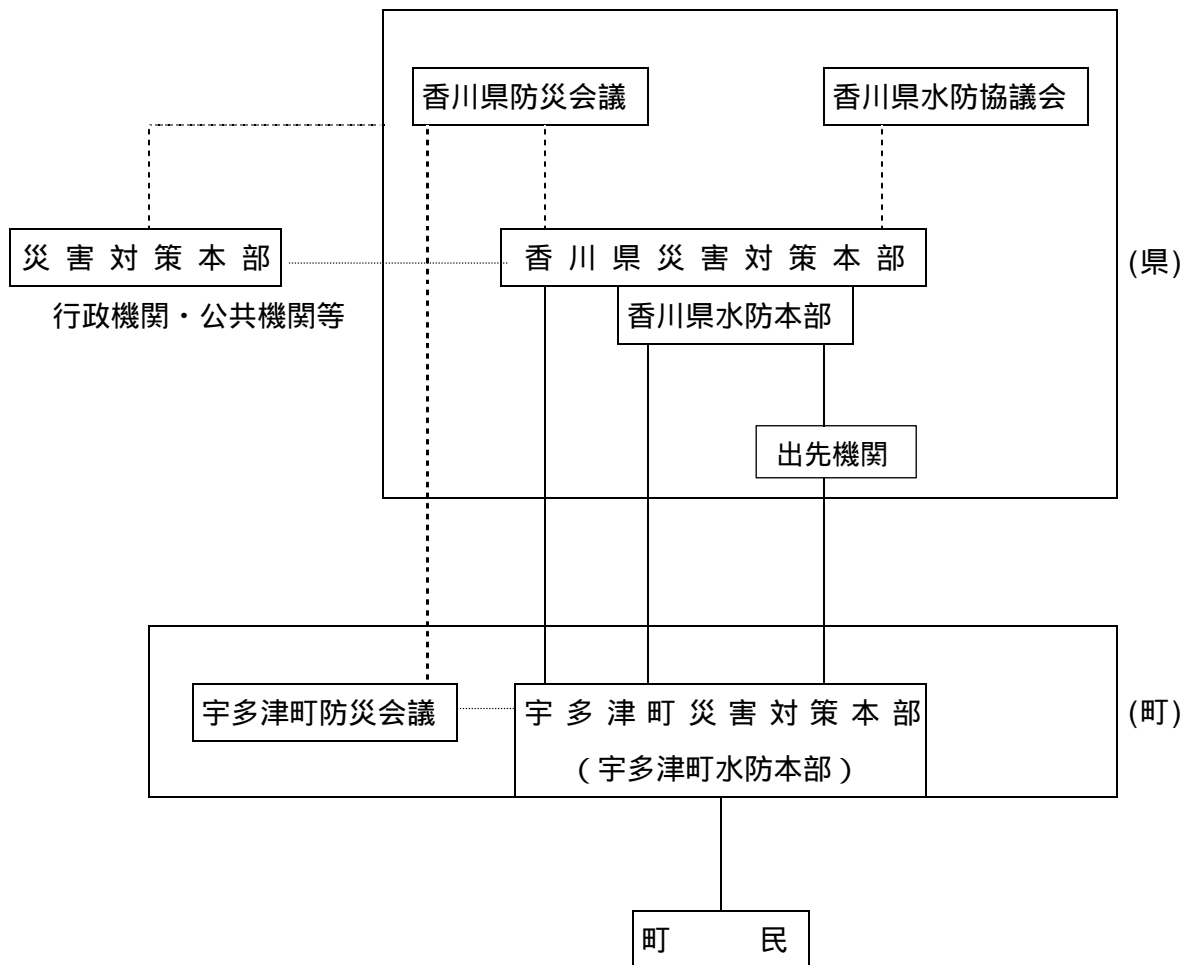
### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動方針

町は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画および町地域防災計画の定めるところにより、他の市町、県および区域内の公共的団体ならびに住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

#### 第2節 組織計画

宇多津町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として宇多津町防災会議があり、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、各防災機関は、平常の組織の中で、または特別な組織をつくり、それぞれ応急対策にあたるものとする。



(注) ——— は命令系統を示す。 ..... は指示勧告または相互連絡、協力系統を示す。

## 1 宇多津町の防災組織

本町地域における防災組織を総合的に運営するため、災害対策基本法に基づき宇多津町防災会議を設置し、防災に関する重要な事項の審議を行う。また、災害が発生し、または発生するおそれのある場合、町災害対策本部を設置しそれぞれの応急対策にあたるものとする。このほか適時水防本部が設けられ、関係機関と連絡のもとそれぞれ活動を行う。

### (1) 宇多津町防災会議

町長を会長とし、宇多津町防災会議条例（昭和39年宇多津町条例第21号）に規定する機関の長を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、町の地域内における防災に関する基本方針および計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

### (2) 宇多津町災害対策本部

町長を本部長として、宇多津町、宇多津町教育委員会等各種行政委員会事務局および宇多津町議会事務局を統轄する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急対策活動を包括する。

### (3) 宇多津町水防本部

宇多津町水防計画に基づき、水防法第12条に基づく気象状況の通知があったときから洪水等の危険が解消するまでの間必要と認められるときに設置され、水防に関する事務を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統轄される。

## 2 災害対策本部の組織および運営

宇多津町災害対策本部（以下「町本部」という。）の組織および運営は、災害対策基本法およびこの計画の定めるところによる。

### (1) 町本部の設置

災害対策本部の設置については、以下の災害の状況に応じ設置の準備を行い、本町の地域について相当規模の災害が発生し、または発生するおそれのある場合に設置し、災害の危険が解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

#### ア 設置の準備

(ア) 総務課は、香川県から気象情報等を受けたときは、すみやかに庁内放送により広く庁内に周知するとともに、出先機関に対しては、主管課から情報を伝達するものとする。

(イ) 総務課は、庁内各課および警察から被害情報を収集する。

(ウ) 総務課長は、気象情報、被害情報および水防活動に関する情報などをもとに本部員

(各課長、消防団長)を招集し、町本部設置の検討会を開催するものとする。

#### イ 設置の基準

(ア) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報が発表され、相当規模の災害が発生しまたは発生するおそれがあるとき。

(イ) 台風が四国に接近し、本町が暴風域に入ることが確実なとき。

(ウ) 本町に大規模な地震、火災または爆発が生じ、人的被害、家屋被害が相当数発生したとき。または発生するおそれがあるとき。

(エ) 本町に直接大規模な災害を誘発する物質の大量放出、または多数の遭難を伴う列車、航空機等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(オ) その他通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

#### ウ 設置場所

(ア) 本部の設置場所は、役場(総務課)とする。

(イ) 本部を設置したときは、広く関係機関に周知するとともに、既に設置されている(設置する場合もまた同じ。)水防本部は統轄されるものとする。

#### (2) 本部の編成

ア 本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、職員および災害対策要員を指揮監督する。

イ 副本部長(副町長・教育長)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。なお、副町長に事故あるときは、教育長がその職務を代理する。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部員は、総務課長、議会事務局長、産業振興課長、建設課長、政策調整室長、水道課長、税務課長、出納室長、保健福祉課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、坂出宇多津広域行政事務組合次長、消防団長および消防団副団長をもって充てる。

#### (2) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

#### ア 本部員会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制の切替および廃止に関する事。

(イ) 災害情報、被害状況の分析、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。

(ウ) 本部長の町民に対する指示または避難勧告に関する事。

(エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。

(オ) 他の地方公共団体に対する応援要請に関する事。

(カ) 災害対策に要する経費の処置方法に関する事。

(キ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、特別な指示がない限り庁舎3階会議室で開催する。

(イ) 各部長および各班長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ウ) 各部長および各班長は、必要により所要の要員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出るものとする。

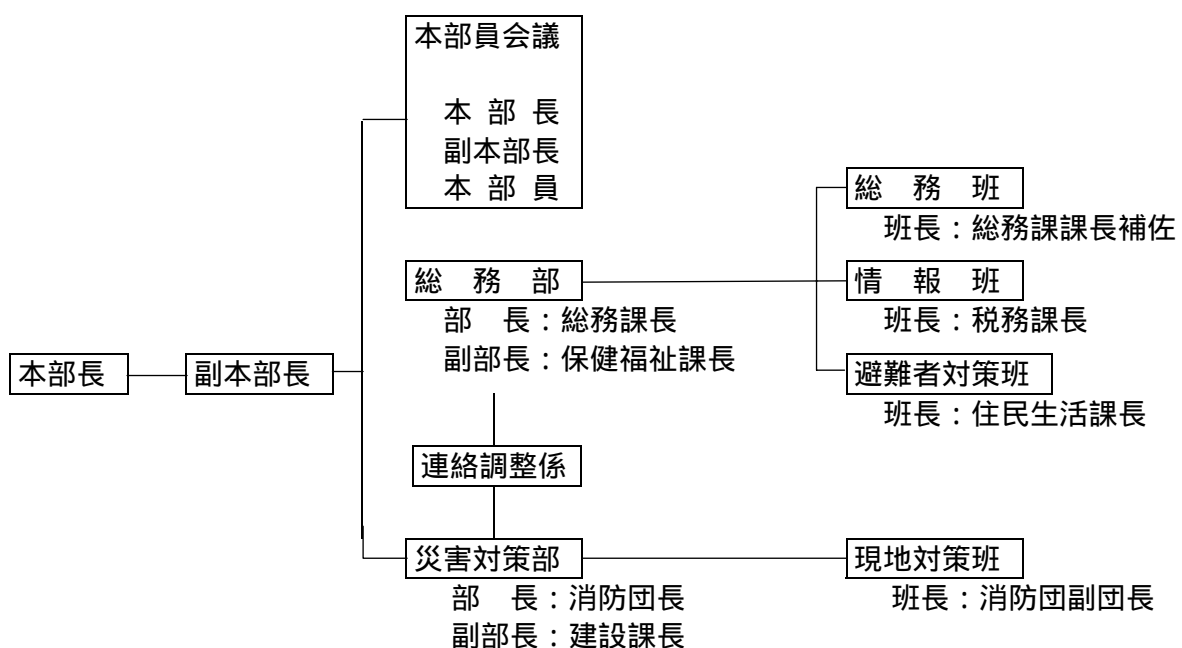
ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長または各部長が班員に周知を要すると認めたものについては、部長または班長は、すみやかにその徹底を図るものとする。

3 宇多津町災害対策本部の組織

(1) 宇多津町災害対策本部組織図（第3次非常態勢）

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副 町 長 教 育 長	総務課長、議会議務局長、産業振興課長、建設課長、政策調整室長、水道課長、税務課長、出納室長、保健福祉課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、坂出 宇多津広域行政事務組合次長、消防団長、消防団副団長



#### 4 本部各部の所掌事務（第3次非常態勢）

部・班	所属	所掌事務
<p>総務部 総務班</p>	<p>総務課 政策調整室 議会事務局 広域行政</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に関する事。</li> <li>2 本部長の秘書に関する事。</li> <li>3 本部長の指示・命令の伝達に関する事。</li> <li>4 各部・各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5 職員の動員および配備に関する事。</li> <li>6 公用車の配備に関する事。</li> <li>7 庁舎の保全に関する事。</li> <li>8 本部員の給食等厚生に関する事。</li> <li>9 本町防災会議に関する事。</li> <li>10 県およびその他関係機関に対する連絡および応援要請に関する事。</li> <li>11 自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>12 他の市町職員の応援要請に関する事。</li> <li>13 情報の受領および伝達に関する事。</li> <li>14 被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>15 避難所の食料等厚生物資の調達に関する事。</li> <li>16 建設業組合等に協力を要請する事。</li> <li>17 災害関係の予算および財政措置に関する事。</li> <li>18 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>19 災害時要援護者の支援に関する事。</li> <li>20 他班への応援に関する事。</li> </ol>
<p>情報班</p>	<p>税務課 出納室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民に対する広報・情報の伝達および人心の安定に関する事。</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>3 被害箇所の写真等記録に関する事。</li> <li>4 避難の伝達に関する事。</li> <li>5 罹災者の安否問い合わせに関する事。</li> <li>6 他班への応援に関する事。</li> </ol>

部・班	所属	所掌事務
避難者対策班	住民生活課 保健福祉課 教育委員会	1 所管施設の保全に関する事。 2 避難所の設置および同施設の管理・保全に関する事。 3 災害救助法の実施（施行）に関する事。 4 救助物資の保管及び配給に関する事。 5 義援金品等の受付および配分に関する事。 6 日赤奉仕団との連絡に関する事。 7 一人暮らしの高齢者等との連絡およびその救援に関する事。 8 罹災した高齢者の緊急受入れに関する事。 9 医療救護班編制派遣に関する事。 10 協力医療機関との連絡に関する事。 11 感染症の予防に関する事。 12 罹災による身元不明の死者の収容および埋火葬に関する事。 13 児童生徒および子どもの避難・保護に関する事。 14 罹災児童生徒および子どもの教育保育対策に関する事。 15 各保護者会・PTAとの連絡に関する事。 16 社会福祉協議会との連携に関する事。 17 災害時要援護者の支援に関する事。 18 消毒および防疫に関する事。
	(衛生現業)	18 じん芥の収集およびし尿の汲取りに関する事。
	(保育所)	19 保育所の保全に関する事。 20 子どもの避難に関する事。 21 避難所の応援に関する事。
	(幼稚園)	22 幼稚園の保全に関する事。 23 園児の避難に関する事。 24 避難所の応援に関する事。
	(給食センター)	25 炊き出しに関する事。 26 災害時における学校給食に関する事。
		27 災害ボランティアの受入に関する事。 28 他班への応援に関する事。

部・班	所属	所掌事務
<b>災害対策部</b> 災害対策班	消 防 団 建 設 課 産 業 振 興 課 水 道 課	1 所管施設の保全に関する事。 2 所管施設・業務の被害調査に関する事。 3 災害危険箇所の巡視警戒に関する事。 4 災害現地の状況調査に関する事。 5 災害現地への出動および救護に関する事。 6 災害現地の予防応急対策に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 水防活動に関する事。 9 災害応急資機材の調達に関する事。 10 被災住宅の対策に関する事。 11 応急仮設住宅に関する事。 12 他班への応援に関する事。
<b>連絡調整係</b>	危機管理係	1 総務部と災害対策部との連絡調整に関する事。
<b>その他</b>	総 務 課 税 務 課 保 健 福 祉 課	1 被害家屋等の調査および被害認定に関する事。

### 第3節 動員計画

#### 1 動員態勢

町本部は、被害の防除および軽減ならびに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次のように動員態勢を整える。

(1) 動員の種別、時期および内容等については、次のとおりとする。

種別	動員時期	配備内容
第1次 (準備態勢)	1 次の注意報の1以上が中讃区域に発令され、災害の発生が予想されるとき。 (1) 強風注意報 (2) 大雨注意報 (3) 洪水注意報 (4) 高潮注意報	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総務班 総務課全職員 警戒班 建設課全職員 産業振興課全職員 水道課全職員
	2 次の警報の1以上が中讃区域に発令されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報	消防団分団長以上 連絡調整係 総務課危機管理係
	3 宇多津町で震度4の地震が観測されたとき。	
	4 香川県に津波注意報が発表されたとき。	
	5 その他必要により町長(本部長)が指定したとき。	

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 2 次 (警戒態勢)	<p>1 次の警報の1以上が中讃区域に発令され、災害が起こるおそれがあるとき。</p> <p>(1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報</p> <p>2 宇多津町で震度5弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>3 香川県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>4 その他の状況により、町長(本部長)が指定したとき。</p>	<p>事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。</p> <p><b>情報対策部</b></p> <p>総務班 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 政策調整室係長以上職員 情報連絡班 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 教育委員会係長以上職員 避難所準備班 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員</p> <p><b>災害対策部</b></p> <p>現地対策班 消防団全団員 建設課全職員 産業振興課全職員 水道課全職員</p> <p>連絡調整係 総務課危機管理係</p>
第 3 次 (非常態勢)	<p>1 町の全域にわたって、風水害その他異常な自然災害あるいは大規模な人為的原因による災害が発生し、または予想されるとき。</p> <p>2 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>3 香川県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>4 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長(本部長)が指令したとき。</p>	<p>本部員および各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動を開始できる完全な態勢とする。</p>

備考 動員時期および配備内容については、気象状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。

- (2) 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ資材その他災害物資の調達についての計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係班との連絡を密にしておくものとする。
- (3) 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するものとするが、不足の場合は民間の車両を借り上げることができるよう、あらかじめ措置しておくものとする。

## 2 動員および配置

### (1) 班員の確保等

総務班は、災害応急対策活動に支障のないように、班員の確保および配置について常に必要な措置をしておくものとする。

- (2) 各部・班長は、各部・班の実状に即して、班員を遺憾のないよう配置しなければならない。

### (3) 時間外における班員の招集

ア 指令の伝達および配備を円滑に行うため、各部長は、あらかじめ各班に非常連絡員正副2名を定めておくものとする。

イ 勤務時間外における班員の招集のための連絡の通知は、電話または無線のうち、もっともすみやかに行える方法によるとともに、あらかじめ各部・各班において各班員に対する連絡方法を確立しておかなければならない。

- (4) 班員は、常に予・警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生もしくは発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう心得ておかなければならない。
- (5) 時間外においても班員は、町本部からの招集のない場合であっても、その任務に要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

## 3 消防団の出動

町長(本部長)は、防災または災害応急対策ならびに災害救助等のため必要と認めた場合、または次の基準により消防団の出動を命ずるものとする。

- (1) 災害の発生が予想され、その警戒および対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害が発生し、その規模および範囲から出動を要すると認められるとき。
- (3) 水防法第16条の通報により、はん濫注意水位に達したとき。

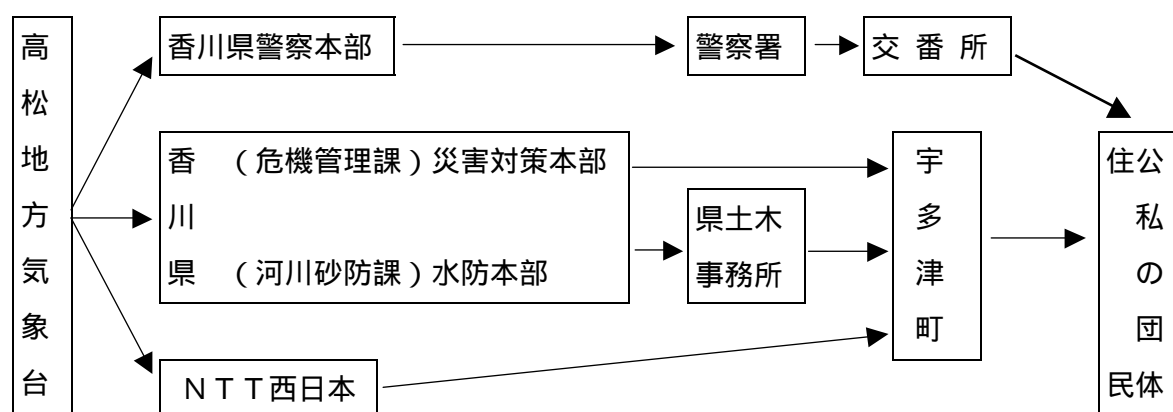
## 第4節 情報計画

### 第1 通信情報計画

#### 1 災害情報の通信連絡

##### (1) 気象情報の通信連絡

本町は災害が発生し、または発生が予想されるとき気象に関する予報警報の通信を受けたときは、迅速的確に関係機関、住民に伝達し、その周知徹底を図ることにより災害を未然に防止し、または災害を最小限にとどめるものとする。



##### (2) 火災気象通報

高松地方気象台から消防法第22条第1項に定める火災気象通報は、次の要領によって伝達される。

##### ア 伝達系統

気象情報等の伝達と同じ。

##### イ 火災気象通報の基準

区分	気象状況の基準
1	実効湿度60%以下、最小湿度35%以下、最大風速7m / s以上の風が吹く見込みのとき。
2	平均風速10m / s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、積雪中は通報しないこともある。

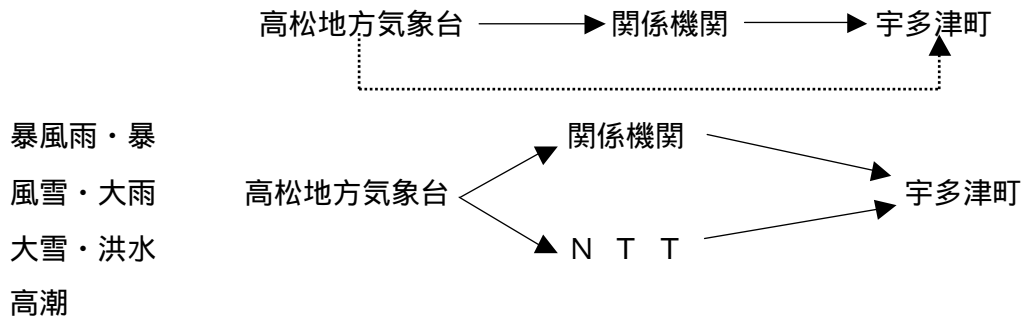
##### ウ 町長の措置

町長は火災気象通報を受けたときは、火災警報の発令等火災予防上、適宜の措置を講じる。

## 2 災害情報の伝達

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、次により県下の各機関に災害情報が伝達される。

(気象・洪水に関する注意報・警報および情報、地震に関する情報)



(火災気象に関する情報) 高松地方気象台 → 県 → 宇多津町

(異常現象情報) 発見者 → 町長 → 県および関係機関

## 3 町における注意報・警報等の伝達要領

### (1) 町本庁における措置

ア 県(気象台)から町に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報および情報は総務課が受領する。

イ 総務課長は、台風または大雨に関する警報、注意報または情報を受領した場合は、すみやかに町長、副町長ならびに教育長に報告するとともに関係各課に伝達するものとする。

ウ 総務課長から伝達を受けた関係各課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係出先機関へ伝達するものとする。

エ 総務課長は、警報および注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについて、庁内放送等所要の措置を行うものとする。

オ 総務課長は、上司の命があったとき、または状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行うものとする。

カ 総務課長は、前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間に警報等の受領伝達その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間および停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておくものとする。

### (2) 関係出先における措置

関係出先の長は、それぞれの伝達先から警報を受領したとき、および台風または大雨に関する情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、放送局の

放送により、当該気象その他の状況を聴取するよう努めるものとする。

#### 4 異常現象を発見した者の措置

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に報告するものとする。

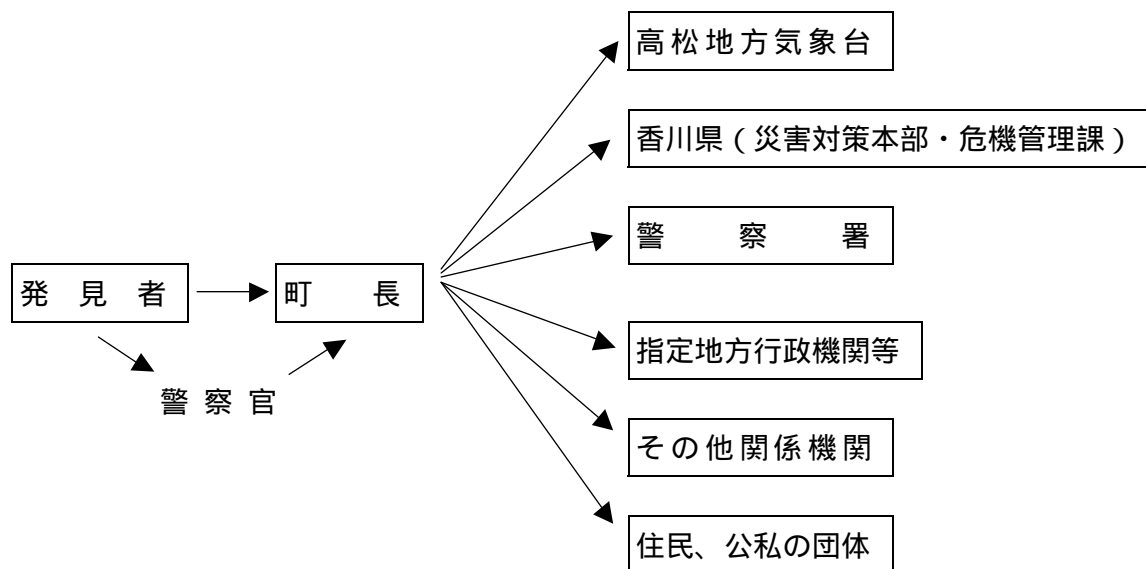
(3) (1)または(2)により、通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく、次の機関に通報するものとする。

ア 高松地方気象台

イ 県（危機管理課）または県災害対策本部が設置されているときは同本部

ウ 警察署、県土木事務所その他関係があると認められる県の出先機関および指定地方行政機関もしくは四国地方整備局等

エ 町長はウによる通報と同時に、町民その他の公私の団体に周知するとともに、とるべき必要な措置について指示・伝達するものとする。



#### 5 被害情報の報告

災害が発生した場合の被害情報は、次の区分により、町長から知事に対して行うものとする。

(1) 報告の区分

ア 発生報告

被害が発生したとき、直ちに行うもの。

イ 経過報告

被災の途中時において、被害の状況を調査集計し、すみやかに行うもの。

ウ 確定報告

災害が終了し、被害が確定したときにおいて、遅滞なく行うもので、災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるから、正確を期して行うこと。

エ 被害発生以前においても、被害の発生が免れないと予想されるときは、その概要を報告するものとする。

(2) 報告の方法、経路

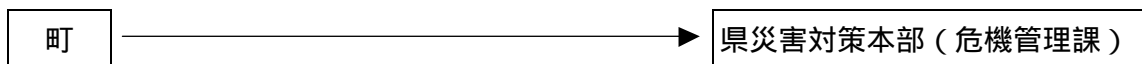
ア 町長の発生報告および経過報告は、香川県防災情報システムまたは様式第4号に基づいて県災害対策本部（本部を設置しない場合にあっては県危機管理課）に対して行うものとする。

イ 町長の確定報告は、関係の県出先機関を経由し、各主管課から知事（危機管理課経由）に報告するものとする。

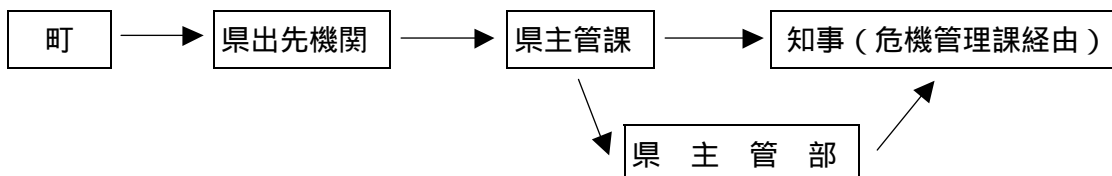
ウ 発生報告および経過報告は、香川県防災情報システムまたは香川県防災行政無線を使用し、すみやかに到着するよう努めるものとする。

なお、確定報告は災害が終了し、被害が確定した後に遅滞なく文書により行うものとする。

（発生報告および経過報告）



（確定報告）



## 6 関係機関の協力

被害情報は、各機関が収集し、その結果を必要に応じ相互に通報、連絡するものとするが、警察、報道機関等は、特に迅速、的確な収集および伝達について協力するものとする。

## 7 非常通信の運用

災害時において、NTTその他の機関の有する有線電信が途絶し、もしくは電話が困難な場合においては、非常用無線等の運用により通話を確保するものとし、これの運用については、香川県非常通信協議会の協力を得るものとする。

< 高松地方気象台が行う警報の種類及び発表基準 >

種 類	発 表 基 準	
暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合	
	陸上	平均風速が20m / s 以上と予想される場合
	海上	平均風速が25m / s 以上と予想される場合
暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合	
	陸上	平均風速が20m / s 以上と予想される場合で雪を伴う
	海上	平均風速が25m / s 以上と予想される場合で雪を伴う
大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれか以上と予想される場合	
	1 時間雨量	50mm (ただし総雨量100mm)
	3 時間雨量	80mm
	24時間雨量	160mm
洪 水 警 報	洪水により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれか以上と予想される場合	
	1 時間雨量	50mm (ただし総雨量100mm)
	3 時間雨量	80mm
	24時間雨量	160mm
大 雪 警 報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合	
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 三本松港 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.8m以上になると予想される場合 高松港 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.8m以上になると予想される場合 観音寺港 潮位が東京湾平均海面(T.P)上2.6m以上になると予想される場合	
浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(ただし、標題は出さないで気象注意報・警報に含めて行う)	
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(ただし、標題は出さないで気象注意報・警報に含めて行う)	

波 浪 警 報	波浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合 ・有義波高2.5m以上になると予想される場合
土砂災害警戒 情報	災害対策基本法第40条及び第55条、気象業務法第11条の規定により香 川県土木部と高松气象台が、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まっ た時に、土砂災害警戒情報を作成・発表する。

< 高松地方气象台が行う警報の種類及び発表基準 >

種 類	発 表 基 準	
強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場 合	
	陸上	平均風速が12m / s 以上と予想される場合
	海上	平均風速が15m / s 以上と予想される場合
風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場 合	
	陸上	平均風速が12m / s 以上と予想される場合で雪を伴う
	海上	平均風速が15m / s 以上と予想される場合で雪を伴う
大 雨 注 意 報	大雨により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれか以上と予 想される場合	
	1時間雨量	30mm (ただし総雨70mm)
	3時間雨量	60mm
	24時間雨量	90mm
洪 水 注 意 報	洪水により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれか以上と予 想される場合	
	1時間雨量	30mm (ただし総雨量70mm)
	3時間雨量	60mm
	24時間雨量	90mm
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予 想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 三本松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上1.4m以上になると予想される場合 高松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上1.5m以上になると予想される場合 観音寺港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上2.3m以上になると予想される場合	

大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険性が大きいと予想されるとき。具体的には、最小湿度が35%以下で実効湿度が60%以下になると予想される場合	
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合	
	陸上	視程が100m以下になると予想される場合
	海上	視程が500m以下になると予想される場合
波浪警報	波浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高1.5m以上になると予想される場合	
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（ただし、標題は出さないで気象注意報・警報に含めて行う）	
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合 ・積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ・積雪の深さが50cm以上あり、気象官署における最高気温が8℃以上またはかなりの降雨が予想される場合	
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 ・24時間の降雪の深さが20cm以上あり、気温が-1℃から2℃になると予想される場合	
霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 ・晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合	
低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 ・気象官署において最低気温が-4℃以下になると予想される場合	
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合（ただし、標題は出さないで気象注意報・警報に含めて行う）	

様式第4号

(被害状況即報)

市町名		宇多津町		区分		被害		
災害名 ・ 報告内容	災害名			田	流失・埋没	Ha		
	宇多津町 第 報 ( 月 日 時現在 )				冠 水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区分		被害		道路		箇所		
人的被害	死者		人	その他	橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷	重傷			人	港湾		箇所
		軽傷			人	砂防		箇所
住家被害	全壊		棟	その他	清掃施設		箇所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数		世帯			
		世帯	り 災 者 数		人			
		人	火災発生		建物			
非住家	公共建物		棟	危険物		件		
	その他		棟	その他		件		

区 分		被 害		災 害 等 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公立土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
公立施設被害市町数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 名		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人		
備          考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

被害額は省略することができるものとする。

## 第2 災害広報計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、町民に対して応急対策と必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺、被害の拡大防止を図らなければならない。このため、迅速、適切な広報活動を行うものとする。

### 1 情報の収集および広報

気象、地象、地動および水象等に関する情報は、第4節第1の通信情報計画に基づき各機関等から伝達される。町本部における災害情報の収集およびその広報は、情報班において担当し、無線放送等を利用し、また、情報機関の協力のもとに効果的に行うものとする。

災害時における報道事項および広報内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害における被害を最小限度にとどめるための事前対策
- (2) 災害対策本部の設置または廃止
- (3) 台風情報および警報等の発令または解除
- (4) 災害時における交通情報
- (5) 災害救助その他災害による防疫等の事後対策
- (6) その他必要と認める事項

### 2 「広報うたづ」による広報

広報うたづ特集号発行等により、町内各世帯に災害情報を周知徹底するものとし、併せて町ホームページにも掲載するものとする。

### 3 報道関係に対する情報発表

町本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を発表するものとする。なお、本情報は、発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

- (1) 災害の種別（名称）および発生年月日
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害調査および発表時限
- (4) 被害状況
- (5) 避難情報（避難勧告、避難指示、避難準備情報）
- (6) 災害救助法適用の有無
- (7) 町本部における応急対策の状況

## 4 広聴活動

災害発生後すみやかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

# 第5節 防除計画

## 第1 水防計画

### 1 総則

#### (1) 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条に基づいて洪水に際し、水害を警戒・防御し、およびこれによる被害を軽減するため、河川、ため池並びに海岸等に対する水防上必要な予防、警戒、監視、通信等の確保、水門の操作、水防のための消防団ならびに各団体間の相互協力および応援ならびに水防に必要な器具、資材および設備と運用について、実施の大綱を示したものである。

#### (2) 機構

宇多津町水防本部 宇多津町における水防を総括するため水防本部を設置し、本部事務局は総務課に置く。

宇多津町水防本部長 宇多津町長とする。

#### (3) 責任

宇多津町内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、水防能力の確保に努める。また、水防計画を樹立し、それに基づいて水防任務を十分に果たさなければならない。

#### (4) 水防協議会

水防法第33条の規定による宇多津町水防協議会の組織および運営等は、宇多津町水防協議会条例の定めるところによる。

## 2 水防本部の設置

### (1) 水防本部の設置

水防法第12条の規定により、高松地方气象台より大雨に関する警報が発令されたときもしくは、洪水に対する危険があると町長が認めたとときから、危険が解消するまでの間、町において水防本部を設置し、水防活動を迅速且つ積極的に推進するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、総務課において業務を処理する。

関係各課長は、気象状況の判断により、所属課員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

(注) 休日、勤務時間外等で事務処理の必要が生じた際、連絡は宿日直職員がこれにあたるものとする。

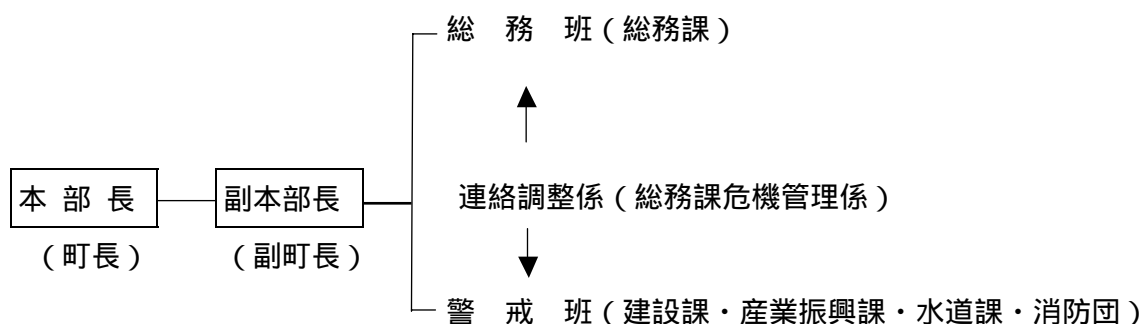
### 3 水防本部の組織

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の総括処理にあたり本部は総務課におく。

#### (1) 水防本部編成

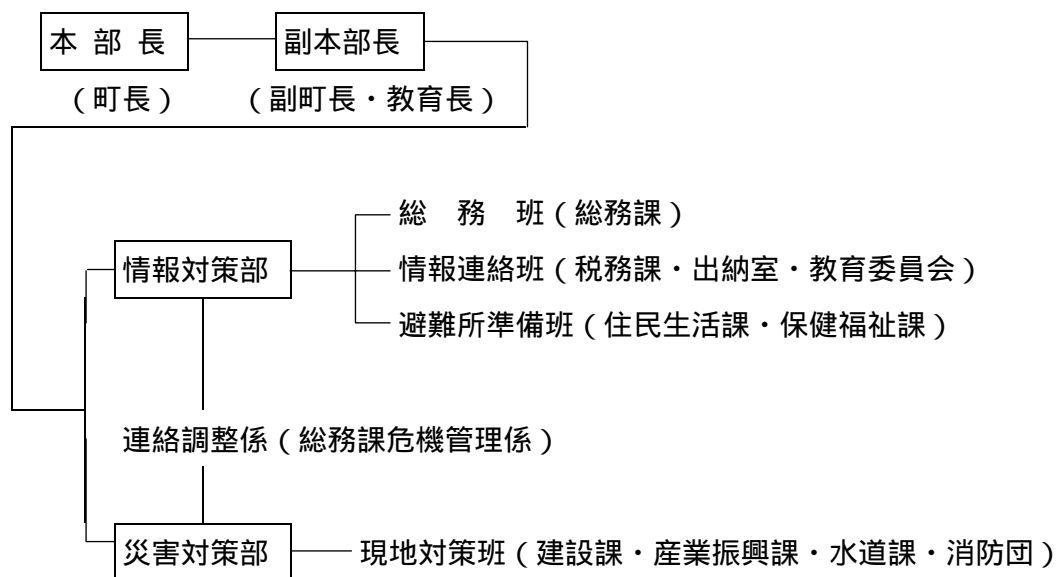
##### ア 1次動員態勢

大雨に関する通知があったとき、もしくは洪水または高潮等に対する危険があるときに1次動員態勢をとる。動員態勢としては、総務課、建設課、産業振興課、水道課は、全員招集とし、消防団にあっては、分団長以上の招集とする。



##### イ 2次動員態勢

1次動員態勢にて警戒態勢の中、災害の発生が予想されるとき、または小規模な災害が発生したときにとる。動員態勢としては、1次動員態勢に加え、議会事務局、政策調整室、税務課、出納室、住民生活課、保健福祉課、教育委員会の係長以上の職員を招集するとともに、消防団にあっては、全団員の招集とする。



## (2) 水防各班の任務

水防本部各班は気象状況に注意し、出動が予想されるときは、あらかじめ出動の準備を完了しておかなければならない。

有事の場合は、本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。  
なお、各班の任務は災害対策本部の所掌事務に準ずる。

## (3) 水防本部の係員の非常招集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

## (4) 宇多津町災害対策本部との関係

災害対策基本法第23条の規定に基づき、宇多津町災害対策本部が設置されると水防本部は災害対策本部に統轄される。

## (5) 重要水防区域

町長が指定した重要水防区域は、それぞれ次のとおりであり、この地区は常に重点的な監視警戒をしなければならない。

- ア 山地災害危険地区
- イ 土石流危険渓流
- ウ 地すべり危険箇所
- エ 急傾斜地崩壊危険箇所
- オ 河川重要水防区域
- カ 海岸・港湾重要水防区域
- キ ため池重要水防区域

## 4 水防用設備資器材等の整備状況

町の水防用備蓄資材器具の配置場所及び数量は、第2章第11節の防災備蓄倉庫の備蓄資材、器材現有一覧表のとおりである。

資材器具は、毎年出水期までに点検し、使用または損傷により不足が生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

## 5 気象雨量水位の観測通報連絡

(1) 水防法第10条、同法13条及び同法16条の規定により気象通報を受けたときは、直ちに県と常時連絡を保つとともに消防団長に通報し、必要に応じて町民に防災行政無線ならびに広報車等により周知し、気象通報の内容により同法12条、同法15条及び同法17条に掲げる措置をとる。

(2) 気象観測施設は、管理者と観測通報について連絡を密にすると同時に河川情報センター

からの情報の把握に努めるものとする。

## 6 堰堤・水門およびポンプ場等の操作

堰堤、ため池、水門等の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、水位等の変動を監視し、適時必要な操作を行う。また同様に、ポンプ場等の雨水排水施設にあっても、水位および雨量の変動を監視し、適宜必要な操作を行い、その状況を水防本部へ連絡するものとする。

## 7 水防活動

### (1) 監視および警戒

#### ア 常時監視

水防法第9条に基づき、水防管理者は重要な河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な個所の発見に努め、必要な措置を行う。

#### イ 非常巡視および警戒

水防管理者は、気象状況の通知があったとき、または出水前より監視および警戒を厳にして異常を発見したときは、直ちに中讃土木事務所に報告するとともに応急措置を講ずる。

#### ウ 重要水防区域

特に警戒を要する重要水防区域に対し、常に重点的な監視警戒をしなければならない。

### (2) 消防団の出動準備及び出動

#### ア 出動準備

水防管理者は、消防団長および分団長等を所定の屯所に集合せしめ、資器材の整備点検、団員の配備計画等にあたり、水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。

(ア) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

(イ) 豪雨により破堤、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

(ウ) 気象状況等により洪水の危険が予知されるとき。

#### イ 出動

(ア) 水防法第16条に基づき、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、または必要と認められたときは、水防管理者は予め定めた計画により直ちに消防団を出動せしめなければならない。この場合は、直ちに県水防本部長に報告しなければならない。

(イ) 下記の場合において水防管理者は、すみやかに中讃土木事務所長に報告しなければならない。

水防作業を開始したとき。

堤防等に異常を発見したとき。

人員または資材の応援を必要とするとき。

立ち退き避難を指示したとき。

水防本部を設置したとき。

- (ウ) 水防法第 21 条または第 24 条の規定により消防機関に属する者は、水防活動上必要がある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止もしくは制限し、撤去を命じ、または水防管理者の長は、水防のためやむを得ないときは、その区域内の住居者もしくは水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

#### ウ 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を並施し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で求めやすい工法を施工すること。

基本的水防工法 積土俵・木流し・シート張・月の輪

#### エ 決壊等の通知

堤防等が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定により直ちに中讃土木事務所および氾濫の及ぶ方向の隣接水防管理団体に通報するものとともに、関係機関および付近の住民に連絡するものとする。

#### オ 避難のための立退き

- (ア) 洪水またはため池の決壊等により著しく危険が切迫していると認めるときは、水防管理者は知事の指示を受け、必要と認める区域の住民に立退きまたは準備の勧告をすることができる。

- (イ) 緊急の場合で知事の指示を受ける間がなく、水防管理者が立退きを指示する場合は、坂出警察署長にあらかじめ通知し、その旨すみやかに中讃土木事務所長および知事に報告しなければならない。

- (ウ) 立退き予定地先の経路等についてあらかじめ坂出警察署長とも連絡の上、あらかじめ選定しておくものとし、水防管理者が定めた避難場所は別表のとおりとする。

#### カ 他の水防機関との協力応援

水防管理者は、水防法第 22 条および第 23 条に基づき他の水防管理者は、消防団長または警察署長に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、器具資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄に入る。

#### キ 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは水防管理者は、これを一般に防災行政無線および広報車等便宜な方法により、周知せしめるとともに水防本部長に対してその旨を報告するものとする。

#### ク 水防実施状況報告書

水防が終了したとき、水防管理者は遅滞なく知事に報告しなければならない。

## 8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

### (1) 洪水予報河川

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う土器川については、国土交通省香川河川国道事務所と高松地方気象台が、雨量・水位・水量等を示して洪水予報を発表する。町は、土器川の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

#### ア 洪水予報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ファクシミリ等を活用して、洪水予報の伝達を行う。なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、第3章第4節に準じて実施する。

#### イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第3章第6節に準じて実施する。

#### ウ 浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下、「地下街等」という。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「災害時要援護者施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達

浸水想定区域内にある災害時要援護者施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、以下のとおりとする。

施設名称	所在地	電話番号
いけうち小児科医院	宇多津町浜六番丁92-7	(0877) 49-2100
宇多津クリニック	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56-7777
宇多津浜クリニック	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56-7007
くわはら医院	宇多津町浜八番丁112-2	(0877) 49-3200
鶴野内科外科医院	宇多津町1899	(0877) 49-0431

富士クリニック	宇多津町浜五番丁 5 3 - 1	(0877) 49-7576
松山医院	宇多津町 2 0 3 4 - 1	(0877) 49-0706
特別養護老人ホーム 寿楽荘	宇多津町大字東分 1 7 0 - 1	(0877) 49-3388
社会福祉法人 鵜足津福祉会	宇多津町浜五番丁 5 3 - 1	(0877) 49-4172
ケアハウスマイルドハート 2 1	宇多津町浜五番丁 5 3 - 9	(0877) 49-9111
ライトハートいきいき荘	宇多津町浜五番丁 5 3 - 1	(0877) 49-7255
グループホーム富士	宇多津町 2 6 4 3 - 3	(0877) 49-5382
アミーユ香川宇多津	宇多津町浜九番丁 1 4 2 - 5	(0877) 49-9221
ナイト・サポートらく楽	宇多津町浜六番丁 8 9 - 2	(0877) 49-5666
グループホーム宇多津	宇多津町 2 6 2 8 - 7 3 1	(0877) 49-4172
キッズプラザうたづ	宇多津町浜八番丁 1 1 3 - 1	(0877) 49-4005
宇多津幼稚園	宇多津町 8 1 5	(0877) 49-0198
青山幼稚園	宇多津町 6 0 5	(0877) 49-3704
香川短期大学付属幼稚園	宇多津町浜八番丁 1 1 3 - 2	(0877) 49-0500
中央保育所	宇多津町 1 9 4 1 - 1	(0877) 49-0206
平山保育所	宇多津町 2 6 2 6 - 1	(0877) 49-0851
わかくさ保育園	宇多津町 9 3 6 - 1	(0877) 49-3011
わかくさ北保育園	宇多津町浜八番丁 1 1 1	(0877) 59-9671
青山保育所	宇多津町 6 0 4 - 2	(0877) 49-3704

## (2) 水位周知河川

水防法第 1 3 条の規定により香川県知事が指定した大東川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所が水位または流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。町は、大東川の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 1 3 条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

### ア 洪水予報の伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ファクシミリ等を活用して、洪水予報の伝達を行う。なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、第 3 章第 4 節に準じて実施する。

### イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、避難誘導等を実施する。なお、具体的な措置については、第 3 章第 6 節に準じて実施する。

ウ 浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下、「地下街等」という。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「災害時要援護者施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達

浸水想定区域内にある災害時要援護者施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、以下のとおりとする。

施設名称	所在地	電話番号
鶴野内科外科医院	宇多津町 1 8 9 9	(0877) 49-0431
グループホーム富士	宇多津町 2 6 4 3 - 3	(0877) 49-5382
宇多津幼稚園	宇多津町 8 1 5	(0877) 49-0198
青山幼稚園	宇多津町 6 0 5	(0877) 49-3704
平山保育所	宇多津町 2 6 2 6 - 1	(0877) 49-0851
わかくさ保育園	宇多津町 9 3 6 - 1	(0877) 49-3011
青山保育所	宇多津町 6 0 4 - 2	(0877) 49-3704

## 9 公費負担

### (1) 公費負担権限

水防のため必要のあるときは、水防管理者または消防団長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石竹木その他の資材の使用収用
- ウ 自動車、その他の運搬具または器具の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限証明書

水防法第 2 8 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者または消防団長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合にこれを掲示すべきものとする。

宇多津町避難箇所表

避難場所	所在地	電話番号	収容人員
宇多津小学校	宇多津町長縄手	49 - 1820	500
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	49 - 2000	600
宇多津中学校	宇多津町岩屋	49 - 0818	600
宇多津幼稚園	宇多津町長縄手	49 - 0198	400
中央保育所	宇多津町網の浦	49 - 0206	400
平山保育所	宇多津町平山	49 - 0851	300
香川短期大学	宇多津町浜一番丁	49 - 5500	600
町民体育館	宇多津町長縄手		1,400
保健センター	宇多津町網の浦	49 - 8008	600
坂出宇多津広域行政センター	宇多津町向山	49 - 1100	70
浜八番丁コミュニティ分館	宇多津町浜八番丁		30
北浦コミュニティ分館	宇多津町北浦		50
大橋コミュニティ分館	宇多津町大橋		50
坂下西コミュニティ分館	宇多津町坂下		80
坂下東コミュニティ分館	宇多津町坂下		30
新開コミュニティ分館	宇多津町新開		40
中央コミュニティ分館	宇多津町網の浦		40
新町コミュニティ分館	宇多津町新町		60
山下・本町コミュニティ分館	宇多津町山下		30
大門コミュニティ分館	宇多津町大門		30
田町コミュニティ分館	宇多津町田町		40
十楽寺コミュニティ分館	宇多津町十楽寺		20
津の郷コミュニティ分館	宇多津町津の郷		100
津の郷北コミュニティ分館	宇多津町津の郷		50
鍋谷コミュニティ分館	宇多津町鍋谷		50
平山コミュニティ分館	宇多津町平山		100
県営住宅宇多津団地集会室(1)	宇多津町沼の池		100
県営住宅宇多津団地集会室(2)	宇多津町沼の池		50
サポートセンター	宇多津町浜六番丁	41 - 0516	70
キッズプラザうたづ	宇多津町浜八番丁	49 - 4005	60
やすらぎプラザ	宇多津町大門	41 - 0665	60
ユープラザうたづ	宇多津町浜六番丁	49 - 8020	300
合 計			6,910

## 第2 消防計画

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防分団を設置し、消防態勢の強化を図っている。

今後、消防力の基準（昭和36年8月1日消防庁告示第2号）に基づき、町の実状を勘案し逐次整備強化を図るものとする。

### 1 組織

#### (1) 人員計画

消防団長以下 108名

#### (2) 組織、事務分掌計画

現行の規則、規定によるものとする。

本町は、坂出市に消防業務を委託しており、その中には、消防水利の点検、防火思想高揚、予防査察等もある。

団 長 団の事務を統轄し団員を指揮して、法令条例および規則の定めるところに従い職務を遂行する。

副 団 長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代理する。

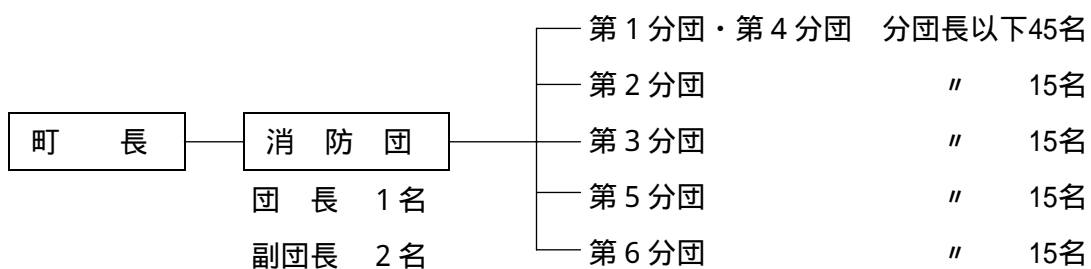
分 団 長 分団の事務を統轄し、上長の命を受け所属団員を指揮して業務に従事する。

副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故あるときはその職務を代理する。

部 長 分団長を補佐し、業務に従事する。

班 長 分団長を補佐し、業務に従事する。

#### (3) 消防団の組織および編制計画



### 2 施設の現有

#### (1) 現有機械

水槽付消防ポンプ自動車	1台
水槽車	1台
消防ポンプ自動車	7台
小型動力ポンプ	2台

指揮指令車 1台

資機材搬送車 2台

(2) 現有水利

消火栓 253基

防火水槽 36基

### 3 施設整備

(1) 消防機械、器具の整備保全計画

機械、器具の整備については、別に定める計画に基づき順次整備するほか、次により点検を実施して、消防活動に遺憾のないよう万全を期するものとする。

ア 日常点検、整備

車両およびポンプについては、各分団毎に毎月1回以上点検を行い、その結果を点検簿に記入するとともに、異常ある場合は、直ちに総務課に報告して措置するものとする。

また、防災行政無線（移動系）についても同様とする。

イ 定期点検、整備

毎月1回車体各部の精密点検を行い、それに伴い機関取扱訓練を実施する。

(2) 消防水利の整備保全計画

坂出消防署は、巡回点検を行い、常時使用可能な状態にあるか確認するものとし、異常ある場合は、宇多津町総務課に連絡するものとする。

宇多津町総務課は、坂出消防署から異常の通報を受けたときは、直ちに措置しなければならない。また、消防水利の不備な地域に対しては、予算の範囲内において毎年消火栓、防火水槽等を計画的に増設し、国の示す消防水利基準に到達するよう整備するものとする。

### 4 火災予防

(1) 防火思想高揚計画

ア 広報・広聴

年間の広報・広聴計画を樹立し、計画に基づき臨時広報・広聴計画を行うものとする。

イ 火災予防運動

春・秋に火災予防運動を行うものとする。

ウ 巡回広報

気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合は、その他必要に応じて町内を巡回して、予防宣伝を行うものとする。

エ 上記以外、平素より町広報等により防火思想の普及啓蒙を図り、特に一般住民等に対し火災予防条例の周知を図るものとする。

(2) 予防査察計画

ア 消防団長が、火災予防上または火災が発生したならば、人命に危険があると認めて、特に予防措置を必要とする場合に行うものとする。

イ 住宅防火診断

予防査察対象に該当しない住宅等について町内会、自治会単位に随時防火診断を行うものとする。

## 5 教育訓練

(1) 消防団

宇多津町消防団規則に基づき、次の区分により実施する。

区 分	対 象	期 間
香川県消防学校初任教育	新入団員	年1回
機 関 員 講 習	機 関 員	年1回
香川県消防学校幹部教養	分団長以上	年1回

(2) 委託教育

ア 消防団員の教養については、香川県消防学校に委託するものとする。

(3) 訓練計画

団員の訓練については、次により行うものとする。

ア 消防用機械、器具操法訓練

イ 機関運用および放水演習

ウ 人命救助訓練

エ 林野火災防ぎょ訓練

オ 災害応急対策訓練（水防工法訓練を含む）

## 6 警 防

(1) 火災警報および解除計画

火災警報の発令、解除は次によるものとする。

発 令

ア 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が35パーセントを下り、最大風速が7メートルを越える見込みのとき。

イ 平均風速10メートル以上の風が1時間連続して吹く見込みのとき。

ウ その他必要と認められるとき。

エ 警報が発令されたとき、防災行政無線、町内広報宣伝等の方法により、町民に周知す

るものとする。

#### 解除

発令基準に該当しなくなったとき。

#### (2) 招集計画

火災については、出勤区分によるものとし、その他の場合は必要に応じて招集するものとする。

#### (3) 出勤計画

##### ア 出勤区分

災害出勤 災害の通報があった場合、または発生したときはサイレン信号により出勤するものとし、分団長の指示に従うものとする。

偵察出勤 火災とまぎらわしい火煙を認知したときまたは、偵察の必要がある場合は直ちに分団長に連絡し、所定の位置に待機するものとする。

応援出勤 隣接市町および他地域の応援要請があった場合は、町長の指示により出勤するものとする。

#### (4) 特殊地域消防計画

次の各号に掲げる地域を特殊地域に指定し、別途町長の定めるところによるものとする。

ア 4 m以上の道路、河川等で区画された街区を対象とする。

イ 区域内の建ぺい率が80%以上で延面積660㎡以上の木造大規模建築物が含まれている区域

ウ 区域内の建ぺい率が80%以上で且つ木造建築物が50%以上含まれている区域

エ 街区の火災防ぎょにあたり、出勤車が有効水利に部署できない区域(ただし、街区の中心から半径140mの範囲の水利について決定する)

オ 街区内にある建物の業務が特に火災の場合延焼危険および人命危険があると認められる区域

カ 街区の火災防ぎょにあたり、消火困難と認められる区域

キ その他指定の必要があると認められる区域

#### (5) 特殊建築物消防計画

次の各号に掲げる建築物を特殊建築物に指定し、別途町長の定めるところによるものとする。

ア 延面積660㎡または3階以上の木造大規模建築物

イ 延面積100㎡以上の地下を有する建築物

ウ 延面積1,500㎡以上の耐火建築物または5階以上の高層建築物

エ 特に重要建築物と認められるもの(例えば、重要文化財に指定された建造物)

オ 消火困難と認められる建築物(例えば、危険物品等を貯蔵しているもの)

- カ 特に人命に危険があると認められるもの
- キ その他指定の必要があると認められるもの

(6) 異常時消防計画

ア 高速風時異常乾燥時

火災警報を発令した時は、警戒隊を編制し巡邏警戒を行う。

イ 変災時

水道断減水及び同時多発火災または道路通行不可能等を考慮して出動態勢をとる。

(7) 特殊火災消防計画

ア 延焼拡大火災

(ア) 火災様相により、出動計画に基づき逐次出動部隊の増強を図る。

(イ) 応援部隊誘導計画に基づき応援を要請する。

(ウ) 最悪時には防ぎよ線を設定し対処する。

(エ) 人的危険発生のおそれがあるときは、時機を逸することなく避難命令を発し避難予定地に被災者を誘導する。

イ 危険物火災

(ア) 出動に際しては消火薬剤を積載して出動するものとする。

(イ) 常に町内における消火薬剤の保管場所、数量等の実態を把握するものとする。

(8) 飛火警戒計画

飛火警戒は次の要務を行う。

ア 風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火にあたる。

イ 消防車等をもって風下一帯を巡回し飛火警戒、宣伝を行う。

(9) 断、減水時の水利計画

出動車両の増強、中断方法、積載水管の増加を行う。

(10) 応援部隊の誘導計画

ア 応援部隊を要請する場合は、参集場所を指定するものとする。

イ 応援部隊には水利、進入部等を指示するとともに状況により誘導員を配置する。

(11) その他火災予防計画

ア 林野火災

(ア) 多数の団員を招集する。

(イ) かま、のこ、水とう等携行器具を積載して出動する。

イ 車両火災

特に迅速を尊び人命救助に重点を置く。

## 第6節 被災者の救助保護計画

### 1 実施責任者

町長の責任において救助を実施するものとする。ただし災害救助法が適用された場合には、知事が実施するものとし、知事の委託があれば町長が行うものとする。なお、50世帯未満の場合でも町長が特に救助を要すると認めた場合は、救助を実施する。この場合すべて災害救助法ならびに香川県災害救助法施行細則に準じて取り扱うものとする。

また、災害救助法の適用は知事が行うが、これに先立ち、町長は被害状況を踏まえ、必要に応じて災害救助法適用の要請を行うことができる。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は市、区、町村人口に応じて、一定の基準に達したときに適用される。本町における適用基準は次のとおりである。

(1) 被害世帯数が50世帯以上に達したとき。

(注) 被害世帯の適用基準は、家屋が滅失したものを1世帯とし、住家が半壊(焼)する等損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土石のたい積等により一時的に住居することができない状態になった世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、香川県下の被害世帯が1,500世帯以上で、本町の滅失した世帯が25世帯以上に達したとき。

(3) 被害世帯が(1)または(2)の基準に達しないが、香川県下で被害世帯が7,000世帯以上に達した場合であって、本町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。

(5) 多数の者が生命、身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

### 3 災害救助法の適用と救助の程度等

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法および期間は国の定める基準に基づき、知事が定めて実施する。

### 4 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

(1) 救助実施記録日計票(様式第5号)

様式第5号

救助の種類	避	炊	水	救出	<p style="text-align: center;">救 助 実 施 記 録 日 計 票</p> <p style="text-align: center;">宇多津町</p> <p>責任者 班 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(自治会責任者 氏名 <span style="float: right;">印)</span></p> <p>_____ ( 月 日 時 分 )</p>
	修理	学	死捜	死処	
	障				
員	数(世帯)				
品	目(数量金額)				
受	入 先				
払	出 先				
場	所				
方	法				
記	事				

救助実施記録日計票記入要領

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば 10 の次に 5 の分を訂正する場合には、11 ( 5 訂正 ) のように記載のうえ、前回分 5 の記録票には朱で×印を附し ( 11 に訂正済 ) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄の当該の救助名を でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械、器具等は無償で借り上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5 被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

## 第1 避難計画

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の住居者に対し避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、避難の立ち退きを指示するものとする。また、避難勧告を発令する前段階において、町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備情報を発令するものとする。

### 1 実施責任者

避難のための避難準備情報、立ち退きの指示、勧告および避難所の開設ならびに避難所への収容保護は次の者が行う。

- (1) 避難準備情報 全般災害について —— 町長
- (2) 避難の勧告 全般災害について —— 町長
- (3) 避難の指示 洪水について —— 知事またはその命を受けた職員もしくは水防管理者  
地すべりについて —— 知事またはその命を受けた吏員  
全般災害について { 町長  
警察官  
自衛官（災害派遣）
- (4) 避難所の開設収容 —— 町長

避難の指令、勧告（立ち退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれの避難の指示勧告者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者の移送で、救出作業の必要により実施する作業および避難所の開設収容保護は、同法に基づき県知事が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。

### 2 避難勧告の発令基準

#### (1) 大雨・洪水時の発令基準等

ア 大束川各水位観測所の水位がはん濫注意（警戒）水位を超え、今後の予想時間雨量が30ミリを超えると予想される場合に発令する。

イ 当初は、沼ノ池地区、長縄手地区、中村地区、浦町地区、大門地区、田町地区、および青ノ山、聖通寺山山麓地区に発令する。

(参考)平成16年台風23号:30ミリを超える時間雨量を2回観測(坂出市消防本部観測)

(2) 土砂崩れ時の発令基準等

ア 降り始めからの雨量が100ミリを超え、または土砂災害警戒情報が発表され、今後も相当の雨量が見込まれる時に発令する。

イ 当初は、青ノ山、聖通寺山、茶臼山、角ノ山山麓地区に発令する。

(参考)平成16年台風23号:降り始めからの総雨量257ミリ(坂出市消防本部観測)

(3) 高潮時の発令基準等

ア 高潮警報が発令され、高松港の潮位が1.5mを観測した時点で発令する。

イ 当初は、北浦地区、倉の前地区、新町地区に発令する。

(参考)警報発令基準1.8m(高松港)、平成16年台風16号最大潮位2.46m(高松港観測)

### 3 実施方法

(1) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事またはその命を受けた職員もしくは水防管理者は、立ち退きまたはその準備を指示するものとする。水防管理者が上記指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知するものとする。

(水防法第22条)

(2) 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたときは、知事またはその命を受けた吏員は、立ち退きを指示するものとする。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(地すべり等防止法第25条)

(3) 警察官の指示(災害別種の限定なし)

災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

(警察官職務執行法第4条)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において町長が指示できないと認められるとき、または町長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示するものとする。この場合、警察官は、すみやかにその旨を町長に通知するものとする。

(災害対策基本法第61条)

(4) 自衛官の指示(災害別種の限定なし)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

(自衛隊法第94条)

(5) 町長の指示(災害別種の限定なし)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、町長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。(災害対策基本法第60条)

#### 4 避難所開設

(1) 避難場所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者とする。

(2) 設置場所は、学校・児童館・コミュニティー分館等既存建物を応急的に設備して使用するが、災害の規模に応じて、緊急時その他の理由により特に必要と認められる場合は、本部会議で協議し、これらの適当な施設がない場合は野外に仮設し、または天幕をもって設置する。

(3) 町長は避難場所を設置したときは、その旨を公示し、避難場所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

(4) 町長は、避難場所を設置した場合は、直ちに知事(危機管理課)に次の事項を報告しなければならない。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および収容人員

ウ 開設時期の見込み

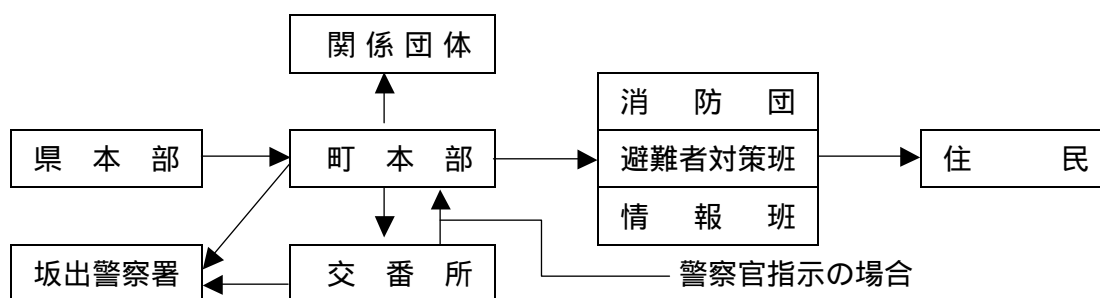
(5) 一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護をした後、縁故先のある者についてはできるだけ短時間に縁故先へ、その他の者については、他に転出するよう指導し、やむを得ない者については別途収容施設を考慮するものとする。

(6) 災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、町において避難所を開設することができないときで、隣接市町内の施設を利用し、他市町において開設することが適当な場合、避難者対策班は、県本部総務班(危機管理課)に対して要請するものとする。ただし、急迫し、前記手続きをとる暇がないときは、隣接市町本部に直接要請し、その応援を得て開設するものとする。

#### 5 避難の周知徹底

避難指示者および関係の各機関は、避難のための立ち退きを勧告し、指示したとき、また は

その指示等を承知したときは、その地域に居住する関係する各機関に、次の要領により通知連絡し、その周知徹底を図るものとする。



#### (1) 事前措置

町長は、避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所、避難経路等をあらかじめ町民に周知徹底させておくものとする。

#### (2) 指示等の周知徹底

町長は、避難の指示または勧告をしたとき、またはその通知を受けたときは、関係機関および自主防災組織等と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。

#### (3) 防災行政無線（同報系）による周知

町長は、避難の指示または勧告をしたときは、有線電話、広報車と併せ、防災行政無線を使いすみやかに周知、伝達するものとする。

#### (4) 放送等による周知

町長は、避難の指示または勧告をしたときは、県知事を通じ関係放送機関にテレビ・ラジオ等による放送を要請するものとする。

## 6 避難の方法

#### (1) 避難の順序

担当地区消防団および地区自主防災組織を中心として警察官の協力を得て行う。避難順位は概ね次のとおりとする。

病人・高齢者・小学生以下の児童、幼児・女性それ以外の男性、ただし青年男子は避難行為に助力することを原則とする。

#### (2) 移送の方法

避難立ち退きにあたっての移送および輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、町において車両等によって行うものとする。

#### (3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町は県本部および隣接市町に避難者移送の要請をするものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を、必要に応じ最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。

7 避難所の開設および収容保護

避難所の開設および収容保護は避難者対策班において実施するものとする。

(1) 収容者

- ア 避難の指示に基づき、緊急避難の必要に迫られ、住家を立ち退き避難した者
- イ 住家が災害により滅失し、または半焼、半壊もしくは床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

(2) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間以内とする。ただし、開設が7日間を超える場合は、あらかじめ県と協議のうえ、必要に応じて期間延長するものとする。

(3) 避難所設置のための費用

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持および管理のための人夫賃、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、燃料費および仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

(基本額)

避難所設置費 100人あたり 別に定める額

(加算額)

冬期(10月1日から3月31日まで)については、別に定める額を加算する。

(4) 経費の負担区分

- ア 災害救助法の適用を受けた場合・・・県負担  
(知事があらかじめ定めた限度額内、ただし特別基準を設定することもあり)
- イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

(5) 職員の駐在

各避難所ごとに職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたるものとする。  
なお、駐在員は、次の各種記録を備え付け、整理するものとする。

- ア 避難所収容日誌
- イ 収容者名簿
- ウ 避難所用物品受払簿

## 8 避難所設置状況の報告

町長は、避難所を設置したときは、その旨を公示し、直ちに知事（危機管理課）に次の項目を報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時および場所
- (2) 箇所数および収容人員
- (3) 閉設期間の見込み

## 9 被災台帳ならびに被災証明書

- (1) 災害が発生したときは、被災状況を調査のうえ、遅滞なく被災者台帳を整備するものとする。
  - (2) 被災証明書の発行については、被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮被災証明書を発行するものとする。
  - (3) 被災者の被害状況の調査確認を完了したときは、仮被災証明書を発行した者については、被災証明書に切り替え発行するものとする。
  - (4) 被災証明書の発行は、1回とし、必要に応じて奥書証印のうえ交付するものとする。
- （注）被災者の被災状況の調査確認ができる場合は、仮被災証明書の発行は、必要としないものである。

## 10 避難所の運営

- (1) 町長は、警察官、自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。
- (2) 避難所の運営にあたっては、高齢者、障害者等の要援護者に配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図るものとする。
- (3) 県と協力しながら、すみやかに食事、毛布、飲料水、仮設トイレ、医薬品（家庭薬）及びテレビ等を調達する。
- (4) 町長は、避難者の協力を得ながら、負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障害者等の要援護者の所在の把握に努めるとともに、障害者等への情報提供の確保にも留意する。
- (5) 避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置するものとする。
- (6) 避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するものとする。

## 11 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 被災者台帳（様式第6号）
- (2) 被災証明書（様式第7号）
- (3) 避難所設置および収容状況（様式第8号）

- (4) 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）
- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

様式第6号

被 災 者 台 帳

世帯主	住所	宇多津町		番 号		方		
	氏名			番地		アパート		
被災年月日		年 月 日						
住家 (自家・借家)		全壊	全焼	流失	半壊	半焼	床(上・下)浸水	
非住家 (自家・借家)		全壊	全焼	流失	半壊	半焼	床(上・下)浸水	
人的被害		死亡 人、重傷		人、軽傷		人		
被災場所								
被 災 者								
	氏名	年齢	続柄	性別	職 業	勤務先または 学校名(学年)	死亡	負 傷 名 (重、軽傷名)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
計								
備考								

様式第7号

表

第 号					被 災 証 明 書					
世帯主住所										
氏 名		世帯人員 人								
被 災 状 況	災害の原因		水害		震火災		その他			
	被災年月日		年		月		日			
	被災場所									
	被災状況  〔該当事項 に 印を 付すこと〕		住宅	〔 自家 借家 〕	全壊、半壊、全焼、半焼、流失、浸水			床上	床下	
		生命	死亡、重傷、軽傷、行方不明			人				
氏 名		続 柄	年 齢	備 考						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
備 考										
上記のとおり被災したことを証明する。										
平成 年 月 日										
宇多津町長								印		



様式第8号

避難所設置および収容状況

宇多津町

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品目	数量		
		月日～月日	人	人			円	
	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。  
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。  
 3 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式第9号

救助の種目別物資受払状況

宇多津町

救助の種目別	年月日	品名	呼称・単位	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品、衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料および消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入または受入先および払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に、購入単価および購入金額を記入すること。  
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分および町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計および金額を明らかにしておくこと。  
 4 医療救護班による場合には、医療救護班ごとに医療救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。  
 なお、「備考」欄に、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

## 第2 救出、救助等計画

### 1 被災者の救出計画

被害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出して、その者を保護する措置をとるものとする。

#### (1) 実施責任者

災害を被った者の救出救助は町長が行う。ただし、本町のみでは困難な場合は、県あるいは他の市町、その他関係機関に応援を要請するものとする。

災害救助法を適用した場合であっても、町長は知事の委任を受けてこれを行う。

町長は、救助を必要とする事態が発生したときは、県（危機管理課）並びに関係機関に連絡するとともにすみやかに救出救助作業を実施するものとする。

#### (2) 対象者

災害が直接原因となって、現在生命が危険な状態であり、早急に救助しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者

災害が直接の原因となった被災者が、救出を要する状態にある場合を例示すると、概ね次のとおりである。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

#### (3) 救出の方法

被災者の救出は、災害対策班が行うが、消防団を主体とした消防班を新たに編制し、実施するものとする。

#### (4) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、期間延長をするものとする。（災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。）

#### (5) 救出のための費用

ア 借上費（船艇、その他救出に直接必要な機械、器具の借上費の実費）

イ 修繕費（救出に使用した機械、器具の修繕費の実費）

ウ 燃料費（機械、器具を使用するため必要な燃料費の実費）

#### (6) 経費の負担区分

ア 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・県負担

（知事があらかじめ定める限度額内、ただし特別基準を設定することもあり）

イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

#### (7) 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

ア 被災者救出状況記録簿（様式第10号）

イ 被災者救出用関係支払証拠書類

## 2 死体の搜索、処理および埋葬計画

### (1) 死体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の情勢からみてすでに死亡していると推定される者に対して、死体の搜索の措置をとるものとする。搜索にあたっては、必要な車両、その他機械を借り上げる等すみやかに実施するものとする。

#### ア 搜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

#### イ 搜索の方法

消防団において、関係警察機関と連携をとり実施するものとする。ただし、被災その他の条件により、町のみにて実施できないときは、県本部に応援の要請をするものとする。

応援の要請にあたっては、次の次項を明示して行うものとする。

(ア) 死体が埋没し、または漂着していると思われる場所

(イ) 死体数および氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持参物

(ウ) 応援を求めたい人数または船艇器具等

(エ) その他必要な事項

#### ウ 搜索の費用

(ア) 借上料（船艇その他搜索に直接必要な機械、器具の借上費で実際に使用したものの実費）

(イ) 修繕費（搜索に使用した機械、器具の修繕実費）

(ウ) 燃料費（機械、器具を使用するために必要な燃料費および照明用灯油代）

#### エ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、必要に応じ期間延長をするものとする。（災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にあらかじめ協議する。）

### (2) 死体の処理

#### ア 死体処理の内容

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体識別のための処置として行う。

(イ) 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のための短時日に

埋葬できない場合等において、死体を宇多津町火葬場に集めて埋火の処置をするまで保存する。

(ウ) 検案

死体についての死因その他について医学的検査をする。

イ 死体処理の方法

死体の処理は、現行の埋火葬の方法で実施するものとし、慣行料金の額以内で行うものとする。

ウ 処理に要する費用

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 別に定める一定額以内

(イ) 死体の一時保存

a 既存建物利用、借上実費

b 既存建物を利用できないとき、1 体当たり 別に定める一定額以内

(ウ) 検案

避難者対策班に医療救護班を新たに編制し実施することを原則とするが、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、期間延長をするものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。)

(3) 死体の埋葬

ア 埋葬の方法

死体の埋葬は、現行の埋火葬の方法において実施するものとし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給および火葬、土葬または納骨等の役務提供を行うものとする。

なお、埋葬の実施にあたっては、次の点に留意すること。

(ア) 事故死等による死体については、警察機関から引き継ぎを受けたのち仮埋葬する。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては、仮埋葬とする。

(ウ) 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

イ 埋葬を行う場合の基準

(ア) 死体の埋葬は、災害による社会混乱を来し、遺族等が死体の埋葬を行うことができない場合に遺族に替わって行う。

(イ) 災害のため、次の理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

- b 墓地または火葬場等が浸水または流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
- c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または不要義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合
- d 埋葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

ウ 埋葬の費用

- 1 2 歳以上 1 体当たり 別に定める一定額以内
- 1 2 歳未満 1 体当たり ”

(注) 埋葬にあたっての供花代、読経代、飲食代等は含まないものとする。

エ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、期間を延長するものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にその旨報告する。)

(4) 経費の負担区分

- ア 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内)・・・県負担
- イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

(5) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 死体捜索用関係支払証拠書類
- イ 死体処理台帳(様式第 11 号)
- ウ 死体処理費支払関係証拠書類
- エ 埋葬台帳(様式第 12 号)
- オ 埋葬費支払関係証拠書類

(6) 死体の一時保存場所

学校、病院、コミュニティー分館その他のうちから適宜状況により選定する。

### 3 障害物の除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住家またはその周辺に運び込まれ、一時的に居住できない状態にあり、まず自らの資力でそのを除去することができない者に対し、必要最小限の日常生活が可能ならしめるよう、障害物の除去の措置をとるものとする。

(1) 対象者

災害によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所(住居またはその周辺)に運び込まれ、日常生活に著しい支障を及ぼしており、それを除去すること以外に住居の方法のない場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

障害物の除去は、災害対策班において実施するものとし、現物給付をもって行い、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。

(3) 除去の世帯数

障害物の除去の世帯数は、町内の半壊または床上浸水した世帯数の15%以内とする。

(4) 除去の費用

1世帯あたり別に定める一定額以内（ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費、輸送費および人夫賃等）

(5) 経費の負担区分

- ア 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内)・・・県負担
- イ その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

(6) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて期間延長をするものとする。

(7) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

(8) 労力、資材、器材の調達および協定

調達する労力、資材、器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協定を行うものとする。

(9) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 障害物除去の状況（様式第13号）
- イ 障害物除去費支払関係証拠書類

#### 4 貸付計画

災害弔慰金の支給ならびに援護資金の貸付計画および「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」に基づく弔慰金の支給及び援護資金の貸付は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年宇多津町条例第33号)および災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和57年宇多津町規則第26号)により行うものとする。

様式第10号

被災者救出状況記録簿

宇多津町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							燃料費	実支 出額	備考
		名称	数量	借上費		修繕費					
				所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1 他市町におよんだ場合は、備考欄にその市町名を記入すること。  
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。  
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因および主な故障箇所を記入すること。

様式第11号

死体処理台帳

宇多津町

処理 年月日	死体発 見の日 時および場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存料	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡 者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式第12号

埋 葬 台 帳

宇多津町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏 名	年 齢	死亡者との関係	氏 名	(附属品を含む)	埋 葬 または 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
~~~~~										
~~~~~										
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入すること。

様式第13号

障 害 物 除 去 の 状 況

宇多津町

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した		実支出額	除去に要すべき	
		期	間		状態の概要	備 考
		月日	~ 月日	円		
~~~~~						
~~~~~						
計	半 壊 ( 焼 )	世帯				
	床 上 浸 水	世帯				

## 第3 食糧供給計画

### 1 実施責任者

被災者ならびに災害対策要員に対する食糧の供給計画の樹立および実施は、町長が行う。災害救助法を適用した場合であっても、炊出しおよび食品の供与は県知事の委任を受けて、町長が行う。

### 2 食糧品および燃料の確保

#### (1) 調達順序

##### ア 主食

一般主食については、米穀販売業者の手持量の立替引き渡しを受け、事後において町から県に応急食糧を請求し、立替業者に返済する。

##### イ 乾パン

県備蓄の乾パンの引き渡しを受ける。

##### ウ 生パン

主食および乾パンで、なお不足する場合は、近隣の製造業者に必要数量を連絡し、緊急に製造する。

##### エ 副食

町内の各青果物取扱業者から購入する。

##### オ 燃料

町内の各燃料取扱業者から購入する。

### 3 炊き出し場所および能力

(1) 炊き出実施は、学校給食共同調理場を利用するものとする。なお、炊き出し場所、能力は別に定める。

### 4 災害救助法による炊き出し、その他による食品給与計画

避難所に収容された者、あるいは住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が起こった場合には、被災者に対して応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け一時縁故先へ避難する者に対して必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。

#### (1) 対象者

##### ア 避難所に収容された者

##### イ 住家の被害が全壊（焼）、流失・半壊（焼）、または床上浸水等であって炊事のでき

ない者

(注) 床下浸水であっても、炊事道具が流失または壊れあるいは土砂に埋まり炊事ができない者を含む。

ウ 旅人、一般家庭の来訪客、汽車、汽船の旅客等であって食糧品の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被害を受けて一時縁故先に避難する者で、食糧品を喪失し持ち合わせない者

(注) 救助作業に従事する者、例えば警察官、消防団員などに対する給食については、災害救助法による炊き出しではない。

## (2) 食品の供給

ア 町長が炊き出し等を実施しようとするときは、直ちに災害用応急食糧の配給を県知事に申請するものとする。なお、この場合、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 炊き出し供給

(注) 1 乳幼児のミルクは炊き出しに含む。

2 炊き出しを実施する代わりに米その他の現品または金銭は支給しない。

ウ 食品給与（一時縁故先に避難する者に、現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）

(注) 食品給与の代わりに金銭は支給しない。

## (3) 供給期間

災害発生の日から6日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、必要に応じ期間延長するものとする。（災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にあらかじめ協議する。）

## (4) 費用の基準

炊き出し、その他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費および燃料費等とし、1人1日別に定める一定額以内とする。1日とは時間による1日でなく食数で計算する。

# 5 災害時における米穀等の応急配給実施要領

## (1) 適用

この要領は災害救助法が発動された場合において適用される。

主要食糧については、農林水産省総合食料局の定める「政府所有米穀の販売要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」および「災害時等における乾パンの取扱要領」により、県知事が措置するものである。

## (2) 応急配給

ア 配給実施対象

- (ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要のある場合
- (イ) 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- (ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

#### イ 配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、消費者が実情等によって乾パンおよび麦製品とする。

#### ウ 配給基準量

被災者	1人食当たり精米換算	別に定める一定量以内
災害対策要員	1人食当たり精米換算	別に定める一定量以内

### 6 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・・・・県負担  
(知事があらかじめ定める限度額内)
- (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

### 7 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 炊き出し給与状況(様式第14号)
- (2) 食糧現品給与簿(様式第15号)
- (3) 炊き出し用物品借用簿(様式第16号)
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

様式第14号

炊き出し給与状況

宇多津町

炊き出し場の名称	月日			月日			5日間小計			6日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			



計															

(注)「備考」欄には、給食内容を記入すること。

様式第15号

食糧現品給与簿

宇多津町

給与 年月日	給与 人数	食数	給与物品内訳					受領者					備考	
			米	乾 パン	か ん 詰			住所	世帯主 氏名	家族 数	受領 印	避難先 市町名		
											人			
~~~~~														
計														

様式第16号

炊き出し用物品借用簿

宇多津町

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者)氏名	使用避難所 の名称	備考
			円			
~~~~~						

(注)「期間」欄は、「月日から月日までの日間」と記入すること。

## 第4 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料水に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、あらかじめ災害時の給水を考慮して、補給水利、水量、利用方法等を調査計画し、最小限必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する措置をとるものとする。

### 1 実施責任者

被害者に対する応急飲料水の供給は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき県知事が行う。

### 2 給水の方法

給水は災害対策班に新たに水道班を設け、実施するものとする。また、給水の方法は、災害の規模、場所等により異なるが、概ね次の方法によって供給または確保するものとする。

- (1) 飲料水が汚染したと認められたときは、給水を停止し、関係者に周知するとともに、すみやかに水質検査を行い、浄化、消毒（残留塩素 0.2PPM 以上保持）し、給水する。
- (2) 被災地において飲料水確保が困難なときは、被災地に給水車および容器（給水タンク、インスタック）により運搬供給する。

### 3 応急給水機械の準備

町本部給水班は応急給水機械として、必要なトラック、給配水連絡管等および給水容器類を準備し、または町内外の関係機関から借り上げ、災害時の応急給水に万全を期すものとする。

### 4 応援等の手続き

災害の規模により、町の現有送水能力で給水不能、給水不足の場合は、県に対して応援の要請をするものとし、緊急の場合は直接隣接市町に応援等の要請をするものとする。

なお、応援等の要請にあたっては、次の次項を明示して行うものとする。

- (1) 供給水量
- (2) 供給の方法
- (3) 供給の期間
- (4) 供給地
- (5) その他

## 5 飲料水供給の基準

### (1) 対象者

被災地居住者

ただし、自力で近隣において確保できるとき、または自力で確保できるようになったときは、対象から除くものとする。

### (2) 給水量

日常生活を維持するのに必要な最小限度の給水量とする。

## 6 給水のための費用

飲料水の供給に必要な費用は、次のとおりである。

(1) ろ水器その他給水に要する機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

(2) 浄水用の薬品および資材費

## 7 経費の負担区分

(1) 災害救助法の適用を受けた場合(県規則の限度額内)・・・・・・・・県負担

(2) その他の場合・・・・・・・・町負担

## 8 供給期間

災害の発生の日から6日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、必要に応じ期間延長するものとする。(災害救助法の知事の委任により実施するときは、県にあらかじめ協議する。)

## 9 報告

町は給水場に責任者を配し、給水量を記録するとともに、飲料水供給状況を県知事(水資源対策課)あて毎日電話等で速報する。

## 10 給水施設等の応急復旧

町は総力をあげて送水、給水施設をできるだけすみやかに復旧し、用水の確保に努める。

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
					円	月日	円		円	円	
計											

- (注) 1 給水用機械、器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ、「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「故障の概要」欄には、修理の原因および主な修理箇所を記入すること。

## 第5 物資供給計画

### 1 実施責任者

被災者に対する衣類、生活必需品その他物資供給計画の樹立および実施は、町長が行う。ただし、災害救助法を適用した場合の被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、県知事が行うが、災害の状況に応じ、知事の職務の一部を町長に委任して行う。

### 2 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱等により、これらの家

財を直ちに入手することができない者に対して、一時の急場をしのぐ程度の物資を給与または貸与し、応急的な保護の措置をとるものとする。

### 3 対象者

#### (1) 災害により住家の被害を受けた者

住家の被害の程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状況となったものを含む。）であって、床下浸水または非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

#### (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を、喪失またはき損した者

#### (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

### 4 給与または貸与の方法

給与または貸与は、避難者対策班で実施するものとし、衣料、生活必需品その他物資の給与または貸与は、冬季、夏季それぞれについて世帯構成員被害状況に基づいた救助物資購入配分計画表により、被害別ならびに世帯の構成員数に応じ、給与または貸与するものとする。（注）

#### 1 商品券等を交付し、商店等から受領させる等の方法は認めない。

#### 2 救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分すること。

#### 3 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

(1) 寝 具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

(2) 外 衣 洋服、作業着、子供服等

(3) 肌 着 シャツ、パンツ等の下着

(4) 見 廻 品 タオル、靴、傘等

(5) 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

(6) 食 器 茶わん、皿、はし等

(7) 日 用 品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

(8) 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

### 5 給与または貸与のための費用

給与または貸与のため支出できる費用は、別の定める一定額である。

### 6 経費の負担区分

#### (1) 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・・・・県負担

（知事があらかじめ定める限度額内）

#### (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

### 7 給与または貸与の期間

最終的に物資が、被災者の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて期間延長するものとする。

## 8 調達物資集積場所

物資（被服、寝具等）の確保は県において行う。

生活必需品については、原則として町が購入する。集積場所については、公共施設、広場等あらかじめ指定しておくものとする。

物資の集積を行う拠点施設は、県があらかじめ指定した場所とする。

## 9 物資の輸送

通常の陸上輸送は、町有各車両を動員し、なお不足する場合は民間輸送業者の貨物自動車によるものとする。

## 10 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 物資購入（配分）計画表（様式第18号）
- (2) 物資の供給状況（世帯主の受領印を要する。）（様式第19号）
- (3) 物資購入関係支払証拠書類

様式第18号

物資購入（配分）計画表

宇多津町

世帯 区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
	(基準額)円				(基準額)円				(基準額)円				円				
	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 額	金 額	
品 名																	
計																	

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床下浸水世帯分に分けて作成すること。  
 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。  
 3 各品目ごとの「備考」欄に、県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

様式第19号

物資の供給状況

宇多津町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成員 人	給与 月額 月日	物資供給の品名					実支 出額 円	備考
				布団	毛布	作業衣	なべ			
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。  
 平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）、流出または半壊（焼）、床下浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

## 第6 医療救護計画

災害のための医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、町は関係機関と連携して必要な医療救護活動を行うものとする。

### 1 実施体制

#### (1) 医師等の派遣

ア 町長は、医療救護が必要と認めたときは、避難者対策班に新たに医療救護班を編制し、坂出市医師会に医師の派遣等を要請するものとする。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。

医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって編制することを原則とする。

イ 本町が編制した医療救護班のみで十分でないと思われるときは、県に広域医療救護班の派遣を要請する。

#### (2) 応急救護所

町長は、医療救護を行うため、広域避難所等に応急救護所を設置する。

応急救護所の管理者は医師とし、町本部の指示により活動するものとする。

広域避難場所	所在地	電話番号
宇多津小学校	宇多津町815	(0877) 49 - 1820
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁115	(0877) 49 2000
宇多津中学校	宇多津町3302	(0877) 49 - 0818
保健センター	宇多津町1881	(0877) 49 - 8008

#### (3) 救護病院

町長は、坂出市医師会に以下の救護病院等がする医療救護の実施について要請する。

なお、以下の救護病院は、広域救護病院にも指定されている。

医療取扱機関名	所在地	電話番号
回生病院	坂出市室町3丁目5 - 28	(0877) 46 - 1011
坂出市立病院	坂出市文京町1丁目6 - 43	(0877) 46 5131
聖マルチン病院	坂出市谷町1丁目4 - 13	(0877) 46 - 5195

### 2 医療救護活動

#### (1) 応急救護所

応急救護所において、医療救護班は次の活動を行う。

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- オ 助産活動
- カ 死亡の確認及び死体の検案
- キ 医療救護活動の記録および町本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(2) 救護病院

救護病院は、次の活動を行う。

- ア トリアージ
- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(3) 広域救護病院

町指定の救護病院は、広域救護病院にも指定されているので、その活動内容も記載することとする。

- ア トリアージ
- イ 重症患者の受入及び処置
- ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- エ 広域医療救護班の派遣
- オ 県内広域医療搬送の支援
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医療国保班）への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

**3 負傷者の搬送**

重傷患者の後方支援医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として坂出市消防本部が救急車で搬送するものとするが、救急車が確保できない場合および緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 本町および医療救護班が確保した車両により搬送する。

- (2) 知事に、県防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 知事に、自衛隊のヘリコプターによる搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に巡視船艇・ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶を借り上げ、海上搬送する。

#### 4 医療、助産の期間

- (1) 医療・・・災害発生の日から14日以内とする。ただし、あらかじめ県と協議したうえ、必要に応じて延長することができる。
- (2) 助産・・・分娩した日から14日以内とする。ただし、あらかじめ県と協議したうえ、必要に応じて延長することができる。

#### 5 医療、救護資機材の確保等

- (1) 医薬品および救護資機材の確保
  - ア 応急救護所における救護活動に必要な標準的医薬品および医療資機材を備蓄する。
  - イ 応急救護所等から医薬品等の供給要請があった場合は、県が備蓄する災害時用備蓄医薬品等を活用する。それでも医薬品等の不足が生じたときは、県に調達またはあつせんを要請するものとする。

#### 6 医療、助産のための費用

- (1) 医療に要する費用は、次のとおりとする。
  - ア 医療救護班による場合・・・使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費
  - イ 病院または診療所による場合・・・国民健康保険診療報酬の額以内
  - ウ 施術者による場合・・・当該地域における協定料金の額以内
- (2) 助産に要する費用は、次のとおりとする。
  - ア 医療救護班による場合・・・使用した衛生材料等の実費
  - イ 助産師による場合・・・当該地域における慣行料金の2割以内の額

#### 7 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合(県規則で定める限度額内)・・・県負担
- (2) その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・町負担

#### 8 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班活動状況(様式第20号)
- (2) 病院、診療所医療実施状況(様式第21号)
- (3) 医療品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(4) 助産台帳（様式第22号）

(5) 助産関係支払証拠書類

医療取扱機関名

医療取扱機関名	所在地	電話番号
井上胃腸科肛門科クリニック	宇多津町大字東分49-7	(0877) 49 - 1700
鶴野内科外科医院	宇多津町1899	(0877) 49 - 0431
いけうち小児科医院	宇多津町浜六番丁92-7	(0877) 49 - 2100
宇多津クリニック	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56 - 7777
宇多津浜クリニック	宇多津町浜五番丁66-1	(0877) 56 - 7007
くわはら医院	宇多津町浜八番丁112-2	(0877) 49 - 3200
富士クリニック	宇多津町浜五番丁53-1	(0877) 49 - 7576
松山医院	宇多津町2034-1	(0877) 49 - 0706
尾崎歯科医院	宇多津町954-3	(0877) 49 - 3111
ごうだ歯科医院	宇多津町浜八番丁120-7	(0877) 41 - 1711
さかい歯科医院	宇多津町浜九番丁142-8	(0877) 41 - 0333
竹内歯科医院	宇多津町浜四番丁46-6	(0877) 49 - 6666
藤村歯科医院	宇多津町1831	(0877) 49 - 3352
森田歯科医院	宇多津町大字東分230-3	(0877) 49 - 6549
千羽眼科医院	宇多津町浜八番丁133-4	(0877) 49 - 7890

様式第20号

医療救護班活動状況

医療救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市 町 名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備 考
	宇多津町	人		人	円	
~~~~~						
計						

様式第21号

病院診療所 医療実施状況

宇多津町

診 療 機 関 名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備考
				入院	通院	入 院 点	通 院 点		
~~~~~									
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は、当該欄に 印を記入すること。

様式第 2 2 号

助 産 台 帳

宇多津町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
			月 日 ~ 月 日	円	
~~~~~					
計					

## 第7 防疫・保健衛生計画

災害時において被災地に発生する感染症の予防を図るため、次のとおり防疫活動を行うものとする。

### 1 防疫体制

避難者対策班に新たに防疫班を編制し、中讃保健福祉事務所の指導を受け、必要に応じ直ちに出動するものとする。

### 2 防疫業務の実施方法

防疫業務区分	実施方法
消毒方法、そ族昆虫駆除の実施および指導	被災直後に被災地区を対象として行い、実施状況について詳細に中讃保健福祉事務所に報告する。
疫学調査	避難所等における感染症の発生予防、感染症のまん延防止のため、疫学調査を行う。
水質検査、細菌検査	必要に応じて随時行う。
臨時の隔離病舎の設置	必要と認めた場合は、関係機関と協議して設置する。

### 3 防疫活動

- (1) 感染症発生に伴う防疫活動は、中讃保健福祉事務所の指導を受け、町本部防疫班が実施するものとする。
- (2) 防疫活動は、地元自治会に協力を要請して実施する。

### 4 薬品等の資材の補給

中讃保健福祉事務所に常備のものを使用し、不足のおそれがある場合は、随時購入補給する。

### 5 防疫活動に必要な携行資料、補給方法

#### (1) 携行資料等

- ア 疫学調査の場合      筆記用具、調査用紙等
- イ 保菌者検索の場合      採便管（器）、各種培地、シャーレ等

## 6 保健衛生対策

町は、県（中讃保健福祉事務所等）と連携して、避難者等を巡回し、避難者（被災者）の健康状態を調査すると共に、特に高齢者などの災害時要援護者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

また、県（中讃保健福祉事務所等）、医療機関等と密接な連携を図りながら、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・診療等を行う。

## 第8 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」等を踏まえ、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとする。

### 1 処理の基本方針

災害が発生したときは、被害の状況を的確に把握するとともに、迅速に応急対策を講じる必要があるが、災害発生後の時間の経過とともに廃棄物対策の重点は変化するため、概ね次の順序により実施するものとする。

- (1) 道路上の廃棄物の除去
- (2) 避難所における仮設トイレの設置やし尿の処理
- (3) 生活ごみ等の処理
- (4) がれきの処理

また、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、廃棄物の分別整理を行うとともに、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電も視野に入れて、極力リサイクルや適正処理を実施するものとする。

### 2 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について、把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、廃棄物処理について県から必要な指導、助言を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。県は、町から要請があったときまたは被害状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄

物処理活動に協力するものとする。

### 3 処理方法

#### (1) ごみ処理

町

(ア) 災害の実情に応じて避難者対策班に新たに清掃係を編成し、ごみおよび災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を別に定める応急処理計画に基づき、住民、自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得て、応急処理に努めるものとする。

清掃係の編成については、1係あたり次の基準とする。

- (1) 人 員 5人程度
- (2) 運搬車両 ダンプ、トラック1台
- (3) 器 材 スコップ、その他必要器具

ごみ収集車の現状

種 別	積 載 量 ( t )	台数 ( 台 )
ト ラ ッ ク	2 . 0	3
パ ッ カ ー 車	2 . 0	6

ごみ焼却設備の現状

不燃物については、番ノ州エコサービス（株）の所定の場所で埋立処分を行う。

可燃物については、角山環境センターで焼却を行う。

- (イ) すみやかに仮集積場および収集日時を定めて、住民および自主防災組織等に周知する。
- (ウ) 自主防災組織等に対し、仮置場の設置、ごみ分別整理および仮置場から町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (エ) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけすみやかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (オ) 緊急な応急措置のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場および処分場に運搬する。
- (カ) 消毒用あるいは防臭用およびごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。

(キ) 収集したごみは、原則として焼却処分とし、不燃性または焼却できないものは埋立処分する。

住民

(ア) 自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出する。

(イ) ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

自主防災組織等

(ア) 町が地域ごとに選定したごみの仮置場を住民に周知する。

(イ) 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理に協力する。

(ウ) ごみの仮置場から仮収集場への搬出に協力する。

## (2) し尿処理

町

(ア) 下水道施設およびし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について住民に周知する。

(イ) 住民生活に支障がないようすみやかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達方法を確保しておくものとする。また併せて、下水道を利用した簡易トイレの確保にも努めるものとする。

(ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレの使用、もしくは必要に応じて、素掘での処理を指導するとともに、計画的な仮設トイレの設置および必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。

(エ) し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、すみやかに行う。

(オ) 収集したし尿は、し尿処理施設または終末処理場のある下水道に搬入し、処理する。

住民

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて素掘での処理を行う。

自主防災組織等

自主防災組織等は、仮設トイレ、素掘の維持管理、消毒に協力する。

## (3) がれき処理

ア がれきの発生量の把握に努め、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ がれき処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

ウ がれきの適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等

のリサイクルに努める。

#### し尿収集車の現状

種 別	積 載 量 (kg)	台数 (台)
し 尿 収 集 車	1,800	2

### 3 廃棄物処理施設の復旧

#### (1) 町および坂出宇多津広域行政事務組合

ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、すみやかに復旧計画を定め、処理機能の支障および二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施については、工事業者に協力を要請する。

ウ 一般廃棄物処理施設の破損等により処理を中止する場合、または処理の中止の必要性が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、住民、県および関係機関に、すみやかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、住民、県および関係機関に情報の提供を行う。

#### (2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の設置者は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障および二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県にすみやかに通知する。

## 第9 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に給与するために、応急仮設住宅の設置ならびに民間賃貸住宅の借上げを行うものとする。

### 1 仮設住宅設置予定場所

設置予定場所の選定にあたっては、被災者が相当期間住居することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上好適な場所を選定するものとする。また、相当数の世帯が集团的に居住するときは、その交通の便および教育等の問題等を考慮するものとする。

なお、選定した場所等を県本部長に報告するものとする。

## 2 災害救助法による住宅の応急修理および応急仮設住宅の建設等

- (1) 住宅の応急修理は、知事が行い、災害の状況に応じ、職務の一部を町長に委任し、災害救助法の規定に適合して認められたものについては、一世帯あたり別に定める一定額以内の額で応急修理させ、その他のものについては、住宅金融公庫の融資により行う。
- (2) 応急修理は、原則として災害発生から1か月以内実施する。
- (3) 応急仮設住宅の建設は、知事が行い、軽量鉄骨造または木造平屋建標準坪数 29.7 m<sup>2</sup> (9坪) とし、設置のために要する費用は一戸あたり別に定める一定額以内の額とする。  
なお、設置予定場所の状況により、県住宅課と協議のうえ、一戸建または連続建とすることができる。
- (4) 応急仮設住宅の建設と併せ、公営住宅空き部屋への入居の斡旋ならびに民間賃貸住宅への入居の斡旋を行うものとする。

## 3 設置予定数および建設着工期間

- (1) 設置予定数  
全壊(焼)および流出世帯数の3割の範囲内とするが、既往災害を考慮して、災害応急住宅の建設予定数を策定するものとする。
- (2) 建設着工期間  
災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに設置するものとする。

## 4 応急住宅入居基準

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できない。

- (1) 災害のため住家が全壊(焼) 流失した者
- (2) 住宅に代用できる家屋がない者
- (3) 自己の資力では、応急住宅を建築することができない者
- (4) 同一地域内に同居できる近親者がいない者

## 5 入居者の選定ならびに供与期間

- (1) 入居者の選定  
ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選定は、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い者から順次選ぶものとする。  
例示すれば次のとおりである。  
(ア) 生活保護法の要保護者  
(イ) 特定の資産のない失業者  
(ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

イ 入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。

なお、入居者の決定は、県知事が決定するものであるが、入居者の選考については、災害救助法第 30 条第 2 項の規定に基づき、町長が補助するものとする。(災害救助法第 30 条第 1 項の規定により、町長にその権限を委任した場合を除く。)

## (2) 供与期間

応急仮設住宅として、被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から 2 年以内とする。

## 6 経費の負担区分

(1) 災害救助法の適用を受けた場合・・・・・・・・・・県負担

(知事があらかじめ定める限度額内、ただし特別基準を設定することもあり)

(2) その他の場合・・・・・・・・・・町負担

## 7 災害を被った住宅の応急修理

応急修理をすることによって、住家の機能を回復するものに対して、応急処理用の資材および労務の斡旋に努める。

## 8 野外収容施設

応急住宅および応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティー分館、体育館、校舎等を災害の規模および場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

## 9 労務の調達

技術および労働力の調達計画を策定するものとする。

## 10 住宅復旧計画

(1) 自力復旧

自力で復旧する者に対しては、必要資材の斡旋に努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融公庫の災害特別貸付を使用するよう被災者を指導する。

(2) 公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第8条の第2種公営住宅を建設する。

(3) 被災者生活再建支援法による支援金の活用

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用を助言する。

11 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅（入居）申込者名簿（様式第23号）
- (2) 応急仮設住宅台帳（様式第24号）
- (3) 住宅応急修理記録簿（様式第25号）
- (4) 応急仮設用敷地貸借契約書
- (5) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (6) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類

（注）直営工場の場合は、この他工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿を整理しておくものとする。

様式第23号

応急仮設住宅（入居）申込者名簿										
被災者 名簿 番号	氏名	年齢	職業	現住所	家族 数	世帯 月収	入居希望 住宅 所在地名	敷地 区分	調査者	町長決定

様式第24号

応急仮設住宅台帳

宇多津町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。  
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。  
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設した所の住所を記入すること。  
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。  
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。  
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式第25号

住宅応急修理記録簿

宇多津町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計 世帯				

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与等	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たり 平均29.7㎡(9坪)を 基準とする。 2. 1戸当たり 2,326,000円以内	災害発生の日から20日 以内着工 但し、厚生 労働大臣の 承認により 期間の延長 あり	1. 基準面積は平均 1戸当たり29.7㎡であればよい。 また実情に応じ市町村相互間によって設置個数の融通ができる。 2. 供与期間 最高2年間 3. 県外からの輸送費は別枠とする。 4. 応急仮設住宅の設置に代え、民間賃貸住宅の居室を借り上げることもできる。
避難所住の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 別に定める一定額以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算	災害発生の日から7日 以内 但し、厚生 労働大臣の 承認により 期間の延長 あり	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 輸送費は別途計上
炊き出し その他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼) 流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能者	1. 1人1日当たり 1,010円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時非難する場合3日分支給可	災害発生の日から7日 以内 但し、厚生 労働大臣の 承認により 期間の延長 あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び食事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日 以内 但し、厚生 労働大臣の 承認により 期間の延長 あり	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服寝具 その他生活必需品の給与 又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上 浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1.夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり	1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2.現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1.救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内 但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1.救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2.助産師による場合は、慣行料金の百分の80以内の額	分娩した日から7日以内 但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失、 半壊（焼）又は床上浸水に より学用品を喪失、又はき 損し、就学上支障のある小 学校児童（ 1 ） 中学校 生徒（ 2 ）及び高等学校 等生徒（ 3 ）	1.教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費。 2.文房具及び通学用品は 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1.備蓄物資は年度当初の評 価額 2.入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。 1 盲学校、聾学校及び養 護学校（以下「特殊教育諸学 校という。」） の小学部児童を含む。 2 中等教育学校の前期課 程及び特殊教育諸学校の中学 部生徒を含む。 3 高等学校（定時制の課 程及び通信制の課程を含む。 ）中等教育学校の後期課程及 び通信制の課程を含む、特殊 教育諸学校の高等部、高等専 門学校、専修学校及び各種学 校の生徒
埋 葬	1.災害の際死亡した者 2.実際に埋葬を実施す る者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日 以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、か つ各般の状態 にかから既 に死亡していると推定さ れる者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から10日 以内 但し、厚生 労働大臣の 承認により 期間の延長 あり	輸送費、人件費は別途計上 災害発生後3日を経過した者 は、一応死亡した者と推定し ている。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者については、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300円以内 【一時保存】 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 【検案】 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は、原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	1. 自力で除去することのできない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内 但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、トビ職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

## 第10 災害救助法による障害物除去計画

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所へ運びこまれ、それを除去すること以外に居住の方法がない状態にあり、かつ自らの資力をもっては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

### 1 障害物の除去

- (1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。ただし、除去に係る経費の現金での支給は、行わない。
- (2) 県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

## 第7節 災害対策要員の動員計画

### 第1 隣保相互、民間団体活用計画

#### 1 奉仕団の種別

災害対策の実施に奉仕する奉仕団には、おおむね次の団体がある。

- (1) 宇多津町婦人会
- (2) 婦人ふれあい防災クラブ

#### 2 奉仕団の可動人員

名 称	組織数	可 動 人 員
婦人会	1	900人
婦人ふれあい防災クラブ	1	40人

#### 3 動 員

災害応急対策実施のため、奉仕団による奉仕の必要があるときは、町長は奉仕団の奉仕を要請するものとする。

#### 4 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

- (1) 炊出し、その他災害救助の実施
- (2) 清掃、防疫の実施
- (3) 災害対應用物資の輸送および配分
- (4) 上記作業に類した作業の実施
- (5) 軽易な事務の補助

#### 5 その他

奉仕団の奉仕を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておくものとする。

- (1) 奉仕団の名称および人員
- (2) 奉仕した作業の内容および期間
- (3) その他必要な事項

## 第2 労務供給計画

災害の応急対策の実施が、町本部の動員および奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、また、特殊な作業のため、技術的な労務が必要なときにおいて、労務者を雇い上げるものとする。

### 1 供給方法

災害対策本部の供給要請により当該管轄の公共職業安定所の紹介により、日雇求職登録者の中より供給する。

(注) 供給人員は、公共職業安定所登録中より病弱者、高齢者を除き、災害等の場合出勤して軽易な作業以上に従事できる範囲の体力を有する者であること。また、労務者需要に応じて当該地域の公共職業安定所の適格労務者により供給するが、不足を生じた場合は他の公共職業安定所管内の適格労務者をもって充当するものとする。

### 2 給与の支払い

賃金は日払いとし、賃金等の給与額はその時における地域の慣行料金以内（職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこれによる。

### 3 災害救助法に基づく人夫賃の基準

災害による人夫賃のうち、災害救助法による災害実施のための人夫賃の基準は、次によるものとする。

(1) 応急救助のための人夫賃として支出する範囲は、原則として次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療および助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理輸送配分

(2) 応急救助のため支出する人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための人夫の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

### 4 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

臨時雇上人夫勤務状況表（様式第26号）

様式第26号

臨時雇上人夫勤務状況表

宇多津町

住 所	氏 名	年 齢	単 価	月 分			基本賃金		割増賃金		計	備考
				日	日	日数	日数	金額	時間	金額		
				日	日							
			円					円		円		
~~~~~												
計	人			人	人							

上記のとおり勤務したことを証明する。

平成 年 月 日

宇多津町総務課長

印

- (注) 1 救助種目ごとに別冊または別項とすること。  
 2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。  
 3 必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差し支えないこと。  
 4 適当な個所に勤務証明の奥書をしておくこと。

## 5 災害救助法第24条第5項の規定による実費弁償の程度

(1) 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木、建築工事または輸送関係者を救助に関する業務に従事させるものとする。

(2) (1)による実費弁償の程度は、次のとおりとする。

ア 災害救助法施行令第10条第1項から第4号まで

(ア) 日当

医師および歯科医師	1人1日当たり	別に定める一定額以内
薬剤師	1人1日当たり	〃 以内
保健師、助産師および看護師	1人1日当たり	〃 以内
土木技術者および建築技術者	1人1日当たり	〃 以内
大工、左官およびトビ職	1人1日当たり	〃 以内

(イ) 時間外勤務手当および旅費

(ア)に掲げる職種の日当額を基礎とし、町の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

イ 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による。

## 第8節 自衛隊派遣要請計画

災害に際して必要な応急対策を実施するために、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく、自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定めるものとする。

### 1 実施責任者

町長は自衛隊の派遣を必要とするときは、県知事にその旨申し出て、県知事から文書をもって自衛隊に要請する。しかし、人命に関して急を要するため、正式な手続きをとる暇がないときは、町長は口頭または電話で知事に派遣を要請する。この場合、事後においてすみやかに知事に対して必要な手続きを行うものとする。

### 2 災害派遣要請基準

天災地変その他の災害に際して、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、町本部において不可能または困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に、自衛隊の派遣を要請するものとする。

### 3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊派遣要請の必要が生じる可能性があるとして判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を早めに提供するものとする。
- (2) 町長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、別紙様式第27号により県知事（危機管理課）に提出するものとする。ただし、事態が急迫し、文書で行う暇がないときは、電話等で要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。
- (3) 町長は、天災地変その他の災害に際し、特に緊急を要し、かつ、(2)の要請を行うことができないときは、すみやかに最寄りの自衛隊に通報するものとする。

### 4 派遣部隊の任務および業務

派遣部隊等は、災害時に際し、主として人命および財産の救助のため、知事および町長、警察、消防機関、その他国または地方公共団体の機関等と緊急に連絡し、人命の救助、消防、水防、救助物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水および通信支援等にあたるものとする。

### 5 自衛隊受入れの場合の町長の留意点

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 自衛隊の宿泊施設または野営施設の準備をしておくこと。
- (2) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置で行うものであって、本格的な復旧工事は行わないこと。
- (3) 自衛隊に依頼するのみで、町民が傍観したりすることのないよう積極的に協力すること。
- (4) 派遣要請をした現地には、必ず責任者を立ち合せ、作業に支障をきたすことのないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- (5) 応急復旧に必要な器材等については、町が準備し、自衛隊の活動がすみやかに開始されるよう留意すること。

### 6 撤収要請要領

町長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、またはその任務が終わったときは、その旨県知事（危機管理課）に対し、別紙様式第28号により自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

派遣要請書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

宇多津町長

自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣方お願いします。

記

1 災害の状況および派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

平成 年 月 日 時から  
平成 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域および活動の内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿 舎
- (2) 食 糧
- (3) 資 料

撤 収 要 請 書

平成 年 月 日

香川県知事

殿

宇 多 津 町 長

災害派遣部隊の撤収について（報告）

さきに申し出た による部隊等の 作業については、その目的を達したの  
で、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしく申し上げます。

記

撤収年月日 平成 年 月 日 時

## 第9節 輸送交通計画

### 第1 輸送計画

災害者の避難および災害応急対策ならびに救助活動に従事する者の、移送あるいは災害応急用資材、器材等の確保を期するため、車両等を確保し、これを有効適切に利用させ各作業の万全を期すものとする。

#### 1 災害輸送の種別

自動車、鉄軌道等を輸送交通機関とする。

#### 2 輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次によるものとする。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共団体および公共的団体の車両等
- (3) その他自家用車両等
- (4) 町本部における自動車

ア 各班は、自動車輸送力を必要とするときは、総務班に次の輸送条件を明示して申請するものとする。

- (ア) 輸送区間および期間
- (イ) 輸送品名および輸送量または車両の台数
- (ウ) 駐車場所及び日時
- (エ) その他の条件

イ 総務班長は、前記申請があったときは、班の車両等所有状況を考慮して、使用車両等を決定する。

#### 自動車の保有状況

車種	乗用車	マイクロバス	普通貨物	小型貨物	特殊用途車	特殊自動車	軽自動車	原付自転車	計
台数	4	2	4				5		

#### (5) 鉄道、軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他府県等遠隔地において、物資、資材等を確保したときで、JR鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行うものとする。

なお、車両の増車、臨時列車の増発などを必要とするときは、県知事（危機管理課）にそ

の旨要請するものとする。

### 3 輸送の応援

町本部において自動車の確保ができず、あるいは道路の被災等による一般輸送の方法が不可能なため等により、輸送の円滑が期されないときは、県本部に応援を要請する。

ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市町本部に直接応援を要請するものとする。前記要請にあたっては、輸送条件を明示して行うものとする。

### 4 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね80パーセント以内）で、町本部が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署および公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手借上げのときは賃金）程度の費用とする。

### 5 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

(1) 輸送記録簿（様式第29号）

輸 送 記 録 簿

宇多津町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				燃料 費	実支 出額	備 考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有 者 氏名						
					円				円	円			
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的(または救助の種類名)を記入すること。  
 2 都道府県または市町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費または車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因および故障箇所を記入すること。

## 第2 障害物除去計画

### 1 除去した障害物の集積場所

山くずれ等の災害により、土砂・立木類の障害物が道路等の交通路を遮断するおそれのある場所は、平素より充分調査しておくものとし、これらの除去集積所については地理的な関係も考慮し、その都度決定の上指示する。

### 2 協力要請

道路管理者所有機械器具および人員不足の補充、障害物の種類及び規模により道路管理者が所有する機械器具および人員が不足する場合は、自衛隊の派遣および地元民（消防団）の協力を得るとともに建設業者または機械保有者による応急復旧工事をするものとする。

### 3 建設業者による応急工事

路側決遣等に因る混雑も予想されるので、あらかじめ坂出警察署と連絡、協議し特に危険性の予想される個所については、路線を選定する等、必要な措置を講じておくものとする。

## 第3 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に災害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、または災害時における交通確保のため必要だと認められたときは、通行の禁止、制限および迂回路線の設定、または制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を確保する等交通対策に遺漏のないように努めるものとする。

### 1 規制の種別

- (1) 道路管理者の規制 道路法第46条に基づく規制
- (2) 警察機関の規制 道路交通法第8条に基づく規制
- (3) 公安委員会の規制 災害対策基本法第76条に基づく規制

### 2 規制の実施

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮し、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警 察	公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があるとき認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはおそれがある場合。

### 3 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害ならびに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに警察官または町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者またはその地域を所管する警察官に、すみやかに通報するものとする。

### 4 規制実施の要領

災害対策班は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、その道路施設の管理が町長以外の場合は、その管理者に通報し、管理者が規制をする暇のない場合は、直ちに警察署長に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、または避難の指示をし、または警戒区域を設定し、立入りを制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

この場合でき得る限りすみやかに道路管理者または警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとする。

### 5 規制の標識

規制を行った実施者は、次の標識を総務省令、国土交通省令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたるものとする。

標識の様式は、次のとおりである。

(1) 規制標識

道路法第45条（道路標識等の設置等）によるもの。

道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの。

災害対策基本法施行規則第2条（通行の禁止または制限についての標識の様式等）によるもの。

(2) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の対象

イ 区間

ウ 期間

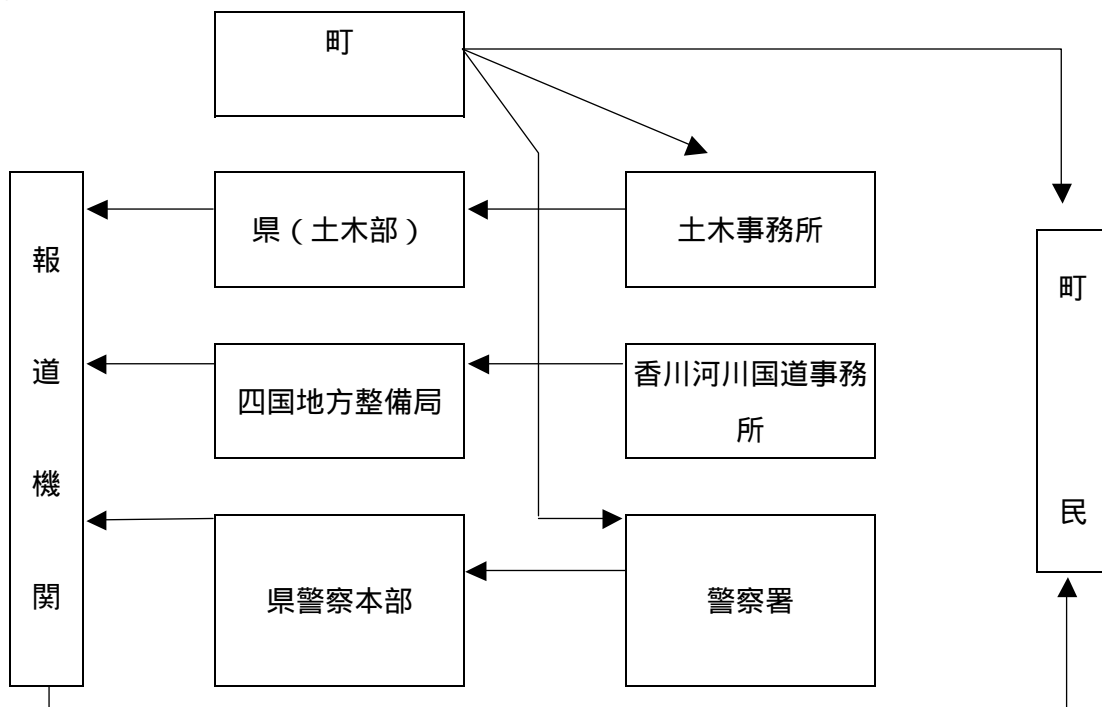
エ 理由

この場合、通行の禁止または通行の制限にかかる規制については、適当なまわり道を明示し、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

6 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告または通知するものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 区間

ウ 期間

エ 理由

オ 迂回路、その他の状況

## 第4 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための移送または輸送の基準は、次によるものとする。

### 1 輸送費の基準

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送または輸送とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療および助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

### 2 輸送費用

応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

### 3 輸送費の認められる期間

応急救助のための移送または輸送が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第10節 農産物対策計画

### 1 水稻病虫害防除対策

- (1) 台風等により浸冠水した場合発生する病虫害は、いもち病、白葉枯病、アワヨトウ、倒伏した場合は、紋枯病、ニカメイチュウ、ウンカ類が主体となるが、これらの防除に対しては、普及員、農協技術職員等と緊密な連携をとりつつ、防除指導の徹底を期するものとする。
- (2) 農薬の確保

県農業協同組合および県内農薬卸売業者において、自主的に異常発生に備えて常時農薬

を確保するようにし、その活用を図る。なお、不足するときは、県農作物病害虫共同防除推進指導本部と連携のうえ、その確保の斡旋に努力するものとする。

### (3) 防除機具の整備

農協および農業生産組織等で保有している防除機具の効果的な活用を図るよう指導するとともに、必要に応じて緊急に機具の購入と県有機具を集中使用し、防除にあたるものとする。

### (4) 集団防除の実施

災害地域が広大で、かつ突発的に発生する病害虫については、必要に応じて共同一斉防除を行うものとする。

## 2 災害用種子（稲）の確保

災害発生時における再播種用および翌年における再生産用種子を確保するため、町、農業協同組合等は、必要な種子（稲）を確保する。

## 3 果樹対策

- (1) 倒伏樹は起こし、根際を十分かため、支柱を立て、枝葉の剪定を行う。
- (2) 折損枝は、切断し、ツギロー等で損傷部位の保護を行う。
- (3) 殺菌剤の散布を行い、病害の発生、まん延を防ぐ。
- (4) 災害の実情に適應する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
- (5) 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。

## 4 野菜対策

- (1) 軽い中耕を行い、地面の膨軟化を図る。
- (2) ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護に努める。
- (3) 半倒壊したハウスについて、応急処理、補強を行い、その1作について充分収穫を上げ得るよう措置する。
- (4) 排水と保温に努め、植物の生長育成を図る。
- (5) その他果樹に準じる。

## 5 特用作物対策

果樹、野菜に準じる。

## 第 1 1 節 文教応急対策計画

### 1 学校長（以下「園長」を含む。）の措置

所管する教育施設に災害が発生したときは、災害の拡大を防止するとともに、その応急措置を実施する。被災した場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備等について調査する。

### 2 教育委員会の措置

教育委員会は、町の地域防災計画に基づき、災害を未然に防止しまたは被害の拡大を防ぐため、災害種別に即応した応急的防止活動を迅速に行い、関係機関と連絡を取り合い県教育委員会の適切な指導、助言に従う。

### 3 学校等教育施設の応急復旧対策

災害の種類、被害の程度等によりその対策は異なるが、関係機関と連絡をとり、または指示を受けながら次の処置をする。

- (1) 全壊の場合は、実情を調査し、校舎、仮校舎等の建築計画を立て、その具体化を図る。
- (2) 半壊等の場合は、被害の程度を調査し、校舎等の改築の措置を行う。
- (3) 大破等の場合は、被害の程度に応じ、必要な復旧措置を行う。

### 4 応急的教育を行う予定場所の選定

災害により、校舎が使用できず 1 週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。臨時校舎は、無災害または被害僅少な学校の校舎あるいは体育館その他民有施設を借り上げるものとし、具体的にそのつど教育委員会が指示するものとする。校長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について、施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告するものとする。

災害地域が広範囲にわたり、児童生徒の通学できる地域内に臨時校舎が使用できないときは、職員、児童生徒が起居できる建物を臨時的に借り上げるものとする。

### 5 応急教育に実施

災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは、休校とする。ただし、正規の授業が困難な場合は、夏季休暇等を利用する振替授業または二部制授業等によって、教育の中断を防ぐ措置をとるものとする。

応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業にあたっては教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないようにする。
- (2) 教育の場が学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- (3) 通学路、その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合には、児童生徒等に支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業が不可能な事態が長期にわたるときは、学校と児童生徒等との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備を工夫する。

## 6 教材、教具の調達、配給方法

災害対策用物資は、災害対策本部の総合計画により実施するが、特殊な教材、教具は次のとおり措置する。

### (1) 教科書

毎年度使用教科書資料（学校別資料教委保管）に基づき、教科書発行会社に対して、緊急に調達手配する。

### (2) 特殊物品

教育委員会事務局学校教育課は、あらかじめ関係業者の在庫数量、生産能力等を調査把握し、災害時に備える。

### (3) 災害救助法の適用があった場合の学用品の供与

ア 学用品の供与は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等により、学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある児童生徒に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 教科書（教材を含む。）

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の供与のため、支出できる費用の限度は、町計画中「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」による。

(4) 学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については、15日以内とする。

## 7 給食の実施

学校共同調理場の職員を動員し、指定製パン業者等の協力を得て、パン、乾麺および委託乳による給食を実施する。

- (1) 被害甚大な場合は、近郊の学校または公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食を実施するとともに、被災による欠食児童生徒については、3食給食を実施する。
- (2) 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するとともに、共同調理場の復旧に努めるものとする。
- (3) 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。この際学校給食との調整に留意すること。
- (4) 物資確保については、県教育委員会および関係機関と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努めるものとする。

## 8 児童、生徒の避難等

- (1) 校長は、災害の発生のおそれがあるときは、学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第48条の規定により、臨時に授業を行わず児童、生徒を登校させないものとするが、登校時に災害が発生した場合を想定して、校長は、避難予定場所をあらかじめ決めておくものとする。避難予定場所にあたっては、あらゆる災害を想定して決定するものとする。
- (2) 校長は、避難者予定場所を常に児童生徒および保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童、生徒の動向を連絡できるよう体制をも考慮しなければならない。
- (3) 避難所へ収容した児童生徒  
避難所へ収容した児童生徒については、できる限りすみやかに保護者に引き渡すものとする。
- (4) 教育委員会においては、各学校の避難予定場所について調整し、総合計画を樹立するものとする。

## 9 学校安全と身体に障害を受けたときの措置

- (1) 学校安全計画による安全指導と安全管理を充実するとともに、適宜避難訓練を行い、人的災害の予防を図る。
- (2) 被災者の医療費等については、学校医を中心とし、最寄りの病院等をも含めてあらかじめ応急措置計画を立てておく。
- (3) 災害については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）を適用するものとする。

## 10 教職員の確保について

災害に伴い教職員に欠員を生じたとき、少数の場合は学校内において調整し、学校内で解

決できないときは、各校長の要請により、町教育委員会において調整するものとする。町内において解決できないときは、県教育委員会に教職員派遣の応援要請をするものとする。

#### 11 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の被災については、滅失の場合を除き補強修理を行い、被害を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、または利用者に開放する場合には、修理を行い、建築士による構造上の安全を確認のうえ、使用するものとする。

#### 12 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第30号）
- (2) 学用品の給与状況（様式第31号）

学用品購入（配分）計画表

宇多津町

小中学 区分 単価 品名	小学生			中学生			合計		備考	
	全壊流失分		半壊 床上浸水分	全壊流失分		半壊 床上浸水分	数	金		
	児童 数	金額	児童 数	金額	生徒 数	金額				生徒 数
円		円		円		円		円	円	
計										

- (注) 1 本表は、学用品のうち、文房具および通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については、別途適宜作成するものであること。
- 2 都道府県調達分があるときは、その旨を品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

様式第31号

学用品の給与状況

宇多津町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

(注) 1 「給与月日」欄には、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 第12節 水道施設応急対策計画

### 1 応急措置

町は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（送水、配水、給水施設）ごとに被害状況を把握し、二次災害の防止または被害の拡大防止のため、すみやかに次の応急措置を行うものとする。

- (1) 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止策を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (2) 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕切弁により閉栓する。

### 2 応急復旧

町は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行うものとする。

- (1) 管路の被害については、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮管路、路上配管等の仮復旧を行うものとする。
- (2) 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難地、避難所）や医療機関を優先して行うものとする。

## 第13節 公安警備計画

### 1 公安警備の内容

坂出警察署は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防禦し、または災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体および財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 2 平素の措置

#### (1) 防犯思想の普及

平素から避難措置、危険物の保安、交通規制等に関する広報を行い、防犯思想の普及に努める。

(2) 危険区域の基礎調査

関係機関と協力して風水害等で被害を受けるおそれのある地域等の調査を行い実態を的確に把握する。

(3) 警備実施計画の作成

災害に対応した警備実施計画を作成し、情勢の変化に応じて、これを補正する。

(4) 装備資器材の整備充実

災害警備に必要な装備資器材の整備充実に努め、定期的に点検を実施するとともに所要の補修及び警備を行う。

(5) 教養訓練

災害警備に関して警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに必要により関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を実施する。

### 3 災害時における警備態勢の確立

(1) 警備態勢の区分

ア 準備態勢

災害の発生までに相当な時間的余裕のある場合とする態勢

イ 警戒態勢

気象・火災警報が発令されるなどにより相当な被害の発生が予想される場合とする態勢

ウ 非常態勢

大規模な災害が発生し、または発生することが明らかな場合とする態勢

(2) 災害警備本部

災害時には、坂出警察署の定める計画により警察署に災害警備本部を設置する。

(3) 警備部隊の編成と運用

坂出警察署の定める計画により警備部隊の編成を行い、災害の種別、規模および態勢に応じて運用する。

### 4 災害警備活動

(1) 警備態勢をとったときは、概ね次の各号に掲げる活動を行う。

ア 気象情報・災害情報の収集および伝達

イ 関係機関との連絡

ウ 警備態勢の強化（係員の増強、警備部隊要員の待機等）

エ 装備資器材の整備

オ 警察通信施設および通信資器材の整備

## カ 警備施設の防護措置

### (2) 警戒態勢下の活動

警戒態勢をとったは(1)に掲げる活動の外、概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 関係機関との連絡強化
- イ 災害の実態に即応した災害警備本部の設置
- ウ 警備要員の召集および部隊編成
- エ 補給および給与の準備
- オ 警備部隊の事前配置
- カ 通信資器材の重点配備
- キ 装備資器材の重点配備
- ク 通信統制
- ケ 管内状況の把握
- コ 災害を拡大させるおそれのある設備または物件の除去
- サ 避難の指示、警告および避難者の誘導

### (3) 非常態勢下の活動

非常態勢をとったときは、(1)および(2)に掲げる活動の外概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 初期活動
  - (ア) 人命救助
  - (イ) 交通の規則
  - (ウ) 被害状況等の調査報告
  - (エ) 広報
- イ その他の活動
  - (ア) 死体の検視
  - (イ) 危険物の取締り
  - (ウ) 犯罪の予防および取締り
  - (エ) 他機関の行う救助活動および防禦活動に対する協力
  - (オ) 必要により留置人の移監
  - (カ) 装備資器材および防災用物資の補給
  - (キ) 必要により警備部隊の応援要請
  - (ク) 必要により通信資器材および装備資器材の支援要請

## 第14節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

### 1 受入体制の整備

- (1) 町および宇多津町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、災害が発生したとき、すみやかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社香川県支部、香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）等が行うボランティアの受付、活動調整等について協力する。
- (2) 町は、必要に応じて、ボランティア活動またはその支援活動の拠点となる施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な物資の調達等の支援活動を行う。
- (3) 町社協は、被災地の活動拠点等において、ボランティアニーズを把握するとともに、災害ボランティアの登録、受入、ならびに派遣を行う。また、必要に応じて、日本赤十字社香川県支部および香川県社会福祉協議会と連携して対応にあたる。

### 2 ボランティアの受入方法

- (1) 町社協は、ボランティア活動に参加を希望する個人または団体に対する受付窓口を設け、登録を行う。
- (2) 町は、被災地において必要とするボランティアの人員、活動内容等について、町社協に連絡する。
- (3) 町社協は、町からボランティアの派遣要請の連絡を受けたときは、登録している災害ボランティアに対して、出勤についての連絡調整を行う。また、必要に応じて、県社協に災害支援ボランティアの支援を要請する。
- (4) 町は、町社協からボランティアの出勤させる旨の連絡を受けたときは、直ちに受入れを決定する。

### 3 ボランティアの活動分野

災害時の防災ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- ・ 救援物資等の整理、搬送
- ・ 情報の収集・伝達
- ・ 炊出し
- ・ 応急手当
- ・ 交通案内
- ・ 安否調査
- ・ 医療救援活動
- ・ 避難所での世話
- ・ その他

#### 4 専門ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 県は、町からの要請等に応じ、当該団体等に対し専門ボランティアの派遣等を要請する。

### 第15節 災害時要援護者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、外国人等の要援護者の安全確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

#### 1 高齢者、障害者等対策

- (1) 災害が発生したときは、直ちに要介護者、一人暮らし高齢者、障害者等の台帳を利用するなどして、高齢者、障害者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
- (2) 援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話ボランティア、点字ボランティア、要約筆記ボランティア等の確保に努める。

#### 2 児童対策

- (1) 掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護および児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、県の協力を得て、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。

### 3 外国人対策

- (1) 必要と認めるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。

### 4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、使用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

### 5 配慮すべき事項

町は、災害時要援護者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 自治会、自主防災組織、民生委員等地域住民の協力による避難誘導
- (2) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (3) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (4) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (5) 県の協力を得ての巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (6) 医療福祉等総合相談窓口の設置

## 第16節 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給 ならびに災害援護資金の貸付計画

災害弔慰金の支給等に関する法律および災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金および障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付は、町長が次の基準で行うものとする。

## 第1 災害弔慰金

### 1 対象者

自然災害であって、次の(1)～(3)の1以上に該当する災害により死亡した者の遺族

- (1) 本町において、住家の滅失した世帯の数が5以上である世帯
- (2) 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (3) (1)および(2)に掲げる災害と同等と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が別に定める災害

### 2 支給額

- (1) 遺族の生計を主として維持していた者 500万円
- (2) その他の者 250万円

## 第2 災害障害見舞金

### 1 対象者

自然災害であって、次の(1)～(3)の1以上に該当する災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神または身体に法別表に掲げる程度の障害がある者。

- (1) 本町において、住家の滅失した世帯の数が5以上である世帯
- (2) 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (3) (1)および(2)に掲げる災害と同等と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が別に定める災害

### 2 支給額

- (1) 世帯の生計を主として維持していた者 250万円
- (2) その他の者 125万円

## 第3 災害援護資金

### 1 対象者

自然災害であって、県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害により被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の年間所得の合計額が次の表に掲げる額に満たない世帯の世帯主

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
所得制限額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円

## 2 貸付限度額

災害の種類及び程度	限度額
1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）	150万円
2 家財等の損害	
ア 家財について被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がある場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体が滅失した場合	350万円
3 世帯主の負傷と家財等の損害が重複した場合	
ア 1と2のアが重複した場合	250万円
イ 1と2のイが重複した場合	270万円
ウ 1と2のウが重複した場合	350万円
4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア 2のイの場合	250万円
イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合	350万円

## 3 貸付条件

据置期間	3年（特別の事情がある場合は5年）
償還期間	10年（据置期間を含む。）
利 率	年3%（据置期間は無利子）
償還方法	年賦または半年賦
保 証 人	1人

## 第4章 災 害 復 旧 計 画

### 第1節 方 針

災害復旧計画は、災害の発生後において被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等将来の災害に備えるための事業計画として災害の応急終了後、被害の程度を充分検討して作成するものとする。

### 第2節 災害復旧計画の種別

- 1 公共土木施設復旧事業計画
  - (1) 砂防設備事業復旧計画
  - (2) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
  - (3) 道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 上下水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 7 社会教育施設災害復旧事業計画
- 8 災害復旧金融資金計画
- 9 被災者の生活確保計画
- 10 その他災害復旧事業計画

# 資 料 編

# 資料編

## 参考資料

資料1 河川重要水防区域

(単位：m)

水系名	河川名	関係 土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
大東川	大東川	中 讚 土木事務所	宇多津町 坂出市 丸亀市	200	2,260	6,620	1,050	7,071	17,201
〃	鴨田川	〃	宇多津町		2,200			89	2,289

資料2 海岸・港湾重要水防区域

地区海岸名	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
吉田	781	0	—	—	
宇多津港	7,391	361	越波	積土のう	

資料3 ため池重要水防区域

堰堤名	関係 河川名	規模			関係土地 改良事務所	担当水防 管理団体	重要水 防区域	予想され る危険	対策水 防工法	備考
		堤長	堤高	貯水量						
中池	大東川	m 225	m 3	千t 4.2	中讚土地 改良事務所	宇多津町	ha 1	漏水決壊	土俵積立 ・杭打	中池水利 組合
北池	大東川	235	6	14.3	〃	宇多津町	4	〃	〃	北池水利 組合
蛭田池	大東川	60	4.2	7.5	〃	宇多津町	3	〃	〃	蛭田池水利 組合
定池	大東川	150	4.7	1.8	〃	宇多津町	1	〃	〃	定池水利 組合
奥池 (上池)	大東川	101	5.8	21.7	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利 組合
奥池 (下池)	大東川	64	2.5	1	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利 組合
新池	大東川	99	3.2	0.9	〃	宇多津町	3	〃	〃	新池水利 組合

上新池	大東川	163	4.2	3.2	〃	宇多津町	3	〃	〃	上新池水利組合
前池	大東川	677	1.9	24.2	〃	宇多津町	15	〃	〃	津の郷中池水利組合
道池	大東川	84	1.7	0.5	〃	宇多津町	1	〃	〃	(代)木下弘美
菰池	大東川	447	2.1	7.3	〃	宇多津町	3	〃	〃	津の郷中池水利組合

資料4 急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）

箇所名	位置		地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
	都市	町	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
平山(1)	綾歌郡	宇多津町	40	360	16	65	中讃土木事務所	宇多津町
平山(2)	〃	〃	40	108	16	8	〃	〃
平山(4)	〃	〃	45	60	9	5	〃	〃
坂下(1)	〃	〃	45	70	12	9	〃	〃
坂下(3)	〃	〃	45	160	7	8	〃	〃
茶白山	〃	〃	35	120	7	12	〃	〃
十楽寺	〃	〃	36	150	19	13	〃	〃
西町(A)	〃	〃	30	35	6	5	〃	〃
西町	〃	〃	45	93	11	8	〃	〃
西町東	〃	〃	40	230	10	28	〃	〃
大門	〃	〃	45	55	12	7	〃	〃

資料5 急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）

箇所名	位置		地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
	都市	町	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
平山(3)	綾歌郡	宇多津町	37	40	5	4	中讃土木事務所	宇多津町
津ノ山	〃	〃	41	25	5	1	〃	〃
坂下東	〃	〃	42	25	10	1	〃	〃
十楽寺(2)	〃	〃	30	25	10	2	〃	〃
円山	〃	〃	32	40	17	2	〃	〃

資料6 急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）

箇所名	位置		地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
	都市	町	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
坂下(2)	綾歌郡	宇多津町	40	130	25	6	中讃土木事務所	宇多津町
西町	〃	〃	44	70	16	7	〃	〃

資料7 急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）

箇所名	位置		地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理団体
	都市	町	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
茶臼山(2)	綾歌郡	宇多津町	32	30	18	3	中讃土木事務所	宇多津町

資料8 土石流危険溪流

河川名			位置		地形		担当水防管理者
水系名	河川名	溪流名	都市	町	流路延長(km)	流域面積(k㎡)	
大東川	大東川	新開北川	綾歌郡	宇多津町	0.11	0.04	宇多津町
〃	〃	新開南川	〃	〃	0.14	0.04	〃
〃	鴨田川	十楽寺川	〃	〃	0.17	0.05	〃
〃	〃	田町南川	〃	〃	0.22	0.06	〃
〃	〃	田町北川	〃	〃	0.24	0.04	〃
その他	その他	宇夫階川	〃	〃	0.22	0.07	〃

資料9 山地災害危険地区

①山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	字
386 山 001	青の山-2	青の山
386 山 002	青の山-1	青の山
386 山 003	青の山-3	青の山
386 山 004	坂下	坂下
386 山 005	新開	新開
386 山 006	平山	平山

②崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	字
386 崩 001	平山	平山

# 参考法令

## 資料 1

### ○宇多津町防災会議条例

昭和39年10月5日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき宇多津町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務を司る。

- (1) 宇多津町地域防災計画を作成し、その実態を推進する。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又は、これに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものを充てる。
  - (1) 香川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する。
  - (2) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する。
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから町長が指名する。
  - (4) 法第15条第5項第3号委員 教育長 1名
  - (5) 法第15条第5項第6号委員 消防団長 1名
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職のうちから町長が任命する。 5名
  - (7) 学識経験者 2名
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。

(雑則)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

## 資料 2

### ○宇多津町防災会議運営要綱

(平成13年12月13日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇多津町防災会議条例第5条の規定に基づき、宇多津町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議は、総委員の半数以上の者の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員はやむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、その代理者を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議においては委員とみなす。

(専決処分)

第4条 防災会議が処理すべき事項のうち、緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、防災会議に代えて処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、宇多津町総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この条項に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は、そのつど会長が定める。

## ○宇多津町水防協議会条例

昭和56年9月22日

条例第38号

(総則)

第1条 宇多津町水防協議会（以下「協議会」という。）に関しては、水防法（昭和24年法律第193号）第26条によるものの外この条例の定めるところによる。

第2条 協議会は、宇多津町総務課に置く。

(会務)

第3条 会長は会務を総理し、会長に事故あるときには、会長が指名する委員がこれを代理する。

第4条 協議会は会長が招集する。

第5条 協議会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 協議会の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。

2 町長は、委員が職務上適当でないと認めたときは、任期中でも解任又は解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会に幹事及び書記を置き、幹事は会長の指揮を受け、庶務を処理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

(雑則)

第9条 前各号に定めるものの外、協議会に関し必要な事項は町長が定める。

## 資料4

### その他防災関連諸法令等

(その1)

#### ○災害救助法適用基準

災害救助法施行令（抜粋）

昭和22年10月20日

政令第225号

(災害の範囲)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号以下「法」という。）第2条〔救助の対象〕に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号いずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

#### 別表第1

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	1 5
5,000人以上 15,000人未満	2 0

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000

(その2)

## ○香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地在市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機

械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

## 附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。  
以下略(別記様式1及び2、5市長38町長6組合管理者調印欄)

(その3)

## ○災害時における食糧、生活必需品等輸送協力に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は宇多津町（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請及び要請手続き)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたいときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、平成10年9月1日から実施する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年9月1日

甲 綾歌郡宇多津町1881

宇多津町

宇多津町長

乙 高松市出作町625番地1

赤帽香川県軽自動車運送協同組合

代表理事

(その4)

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書

宇多津町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。その場合において、道路不通及び停電時により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町

宇多津町長

乙 香川県高松市春日町1378番地

四国コカ・コーラボトリング株式会社

専務取締役営業本部長

(その5)

## ○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

宇多津町（以下「甲」という。）と宇多津町建設業協会（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宇多津町内における災害時の応急対策業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 第1項の協力要請は、その内容を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1）障害物の除去及び応急対策等

（2）その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、必要に応じて甲に報告するものとし、当該業務の終了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲と当該応急業務実施者が別途契約を締結し、その費用を支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月2日

甲 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町

宇多津町長

乙 香川県綾歌郡宇多津町2222番地2

宇多津町建設業協会

会長

(その6)

## ○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

宇多津町（以下「甲」という。）と宇多津町上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宇多津町内における災害時の応急対策業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 第1項の協力要請は、その内容を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1）水道管の復旧及び応急対策等

（2）その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、必要に応じて甲に報告するものとし、当該業務の終了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲と当該応急業務実施者が別途契約を締結し、その費用を支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月2日

甲 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町

宇多津町長

乙 香川県綾歌郡宇多津町大字東分1920番地

宇多津町上下水道工事業協同組合

代表理事